

談 雜 獄 變



第六卷第二號

目錄

論說	東北地方興獄協會紀要(承前)	特別寄書	監獄費國庫支拂法案に就て	雜錄	改正看守押丁設置程度實施に就て一言す	問答	德川幕府裁判所の構成及極限(承前)	寄書	條件附囚人處罰の得失を論ず	條件附選調	欠席判決受刑者の起點をめぐり拘留中放證期間を酌量確	如何なる世人の誤謬を免かれ監獄改良上に	刑期超算に就て	上級司獄官吏の定員に就て	監獄の改良に一の大事業なるを以て監獄官吏	個人的に放任す	看守の缺員付勤務法の改良	通信	監獄彙報	雜報	監獄衛生
(一頁)	水崎 裁	平田 幸一 兵衛助	留田 十 五	畠 涯 生	(二十六頁)	(二十七頁)	(三十七頁)	南英 逸偶 生	夢幻 士子	哀願 居士	洋々 散 生	霞堂 主 生	日進 生	改訂 疑 生	愛山 人 人	(六十四頁)	(五十六頁)	(五十二頁)	(五十四頁)	(六十四頁)	

警 察 監 獄 學 會 發 兌

千葉知養君序 山田大應君著

● 古鏡 遷善錄

但智 活版四六形
育部 頗る美本全壹册

正價廿錢 郵稅四錢

愛知縣監獄教誨師山田大應氏就職以來監獄部に智徳の二部に關し恰當の學場修身教科書及生徒看讀用に供する適當の貸與書籍無きを憂ゑられ今回智育に關する修身談を編集し囚徒看讀貸與本を編成せらる其編中の畧目は○揭示條項○教場心得修身談三十三項○公私用文其他頭書には囚徒の心得べき諸規則及用文雜語、歐米格言等種々有益なるを四號文字平假名付にて載す、實に監獄部内には近世無比の珍書なるのみならず教誨師及び說教師諸君には必讀すべき良書なり、差入本には最も妙

● 警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字

司法次官 清浦奎吾君序文
神奈川縣知事 中野健明君序文
靜岡縣知事 小松原英太郎君序文
神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省警保局長 小野田元熙君序文
帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文
教授法學博士 都筑馨六君序文
内務省土木局長 參事官文學士 久米金彌君序文

監獄學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法次官清浦奎吾君序文 内務省警保局長小野田元熙君序文
東京集治監典獄石澤謙吾君序文 内務書記官文學士久米金彌君序文
前宮城集治監典獄八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文
宇川盛三郎君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原英太郎君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文
神奈川縣典獄小河滋次郎君著
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字
宮城縣典獄山崎義徳君序文
宮城集治監監教諭師藤吉智教君著
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第六卷第貳號

論 說

●東北地方典獄協議會紀要

(承 前)

快 哉

生

十五 十六歳未満の囚人及懲治人に教授すべき學科の程度を一定しては如何

本問は青森縣典獄の提出に依て本會に紹介せられ茨城宮城集治監又同一提出者たりしなり而して本題の依て生ずる原因は何れにあるやと云ふに曰く「監獄則第三十一條の規定は囚人十六歳未満の者及懲治人に毎日四時以内讀書習字算術を教ふへしとありて其果して如何なる程度の學科を教授するをや明かにせず故に従て各地方區々なるか如し加之ならず或は甚しきは唯此法文を履踐せりと云ふ所謂申譯的に過ぎざるか如きあり又或地方の如きは現今普通學舎に於けるか如き秩序ある教育を與へず昔時封建時代に其例を見たる彼寺子屋流に高尙なる寧ろ難文字を以て組織せられたる經書詩文書をのみ素讀的に教授するあり又或る百十位以下の實數をも算ふる能はざるか如き幼年懲治人に對し遙かに高尙なる千萬位に渉る加減乗除の例題を自修的に出たし寧ろ暗記的に彼等の腦底に打傳する等の觀を呈するか如き事を見るは予輩の往々實見する所にして本額の必要事項たる茲に至つて益々其度を高むるものと云ふへきなり、予輩を以て之を見れば元來監獄則か其第三十一條に於て幼年囚及懲治人に毎日四時以内讀書習字算術を教ふへしとの命令文法

を以て之を規定したる所以は予輩の費辦を待たず國家が彼の國家其れ自身の基礎獨立を鞏固にする爲め學制を設け大、中、小各種の學校を立て各其學舎に應じ種々の教育を教授するは國家當然の職務にして彼の滿六歳の學齡に達したる者に對し強制教育を施すか如きは國家の權能なるのみならず寧ろ國家が生存上の必要條件たる義務に屬すべきものなれば監獄則か本條の規定を設け幼年者に教育を授くへしと命したるは取りも直さず法律か前陳普通の意趣を敷衍したるに過ぎざることは予輩の確く信じて疑はざる所なり又刑法の明文より論するも元來十六歳未満の囚人は未だ是非を辨別するの智能の不完全より其辨別ありて犯したる時と雖も其罪を宥恕して本刑を輕減するのみならず懲治人の如きは未だ全く是非辨別の智能を備さるものなれば犯罪の主体たる能はざるものとして不論罪とし同時に國家か其父兄に代り強制教育を施すもの即ち懲治人本然の性質たるを以て見るも亦本條の精神のある所推して知るべきなり去れば當局者か本條教授すべき學科の程度を斟酌折衷宜しきを期すべきこと取りも直さず國家か強制教育を施すと異なることなければ彼等幼年者の眞智眞能をして圓滿に發達せしめ且つ實用的の學科を教授せんこと須らく當局者の注意を要する所なりとす、宜なる哉本議題は滿場の容るゝ所となり左の議決を見るに至りしは予輩の慶賀する所なり

決、尋常小學科の程度とす但地理歴史唱歌を除く

予輩場滿一致の賛成を以て此決議ありしを悦ぶと云ふと雖も亦此決議の全部を賛するや否やの疑問に至つては未だ全く憾みなき能はざるなり以下聊か予輩の卑見を陳へんに抑も本決議の但書に於て地理歴史唱歌を除く外例としたるは予輩未だ其何の故たるを知る能はざるなり最も唱歌の一科に至つては對絶的に不可なりとする點よりせずして換言すれば幼年囚及懲治人には唱歌素より不可なりと云はされども或る關係的即ち現時我國監獄の如き監獄構内の一隅に幼年監及懲治監を附設しあるより或は他一般囚徒の服役時中に當つて他方に唱歌するか如き事ありては甚だ妙ならざる等の事由よりして之を除くは敢て不可なりと云ふ能はされども其地理歴史を除くとの決議の主旨に至つては予輩殆んど噤然たらざるを得ざるなり或は古今の歴史を教授せば心中自から快愉を感ぜしめ紀律を蔑如するか如き虞れあり又地理を詳悉せしむれば或は逃走心を惹起し他日或は犯跡を韜晦する等の具たらしむるか如き憂を抱かるゝ人士なきにあらざれども斯は實に謂はれなき事と云ふべきなり予輩は地理及び歴史を授くるは寧ろ之れか反對に利益をうめ決して右等の如き害なきを信するものなり彼れ幼年者をして古今歴史の大意を通曉し聖君偉人の大業を欽仰するの餘り將來の希望心を發揚せしめ又地理の概要を知悉することを得て我々か生息する國は世界の何れに位し又如何に之を分たるゝやを承知せしむるか如きは彼等をして智能を開發せしむる上に於て最も肝要事なるへしと信す右等の理由あるにも拘はらず之を取除けとし決せられしは予輩會同の典獄諸君に對し聊か憾みなき能はす現に歐洲文明國に在ては殊に此不規律なる家庭教育を受けたる不良幼年者に對する普通教育上には慎重なる注意を以て彼の其家の子弟に對するより尙且丁諄周密に幼年囚の教育に當局者か配意苦慮せらるゝ所ありしと云ふ寔に以て好適例なりとす

終に臨み予輩重ねて當局者に注意を請はんと欲するは此幼年囚及懲治人を教授する教師たるべき人は其之

に學科を授くるに當つて可成親切丁寧なるは勿論苟も彼幼年者を遇するに罪囚或は幽囚の惡子弟たるを以て目せざることは是れなり亦彼幼年者の心中他に顧慮する所なく自重自尊の念を抱かしめざるへからざるの必要あり故に教師の口よりする一言一句は謹嚴以て苟もせず常に普通良家の子弟を以て一視同仁に之を遇し因果應報の理由を説き彼等に酬ゆるに刑罰を以てすと云ふか如き言語は可成之を誠しめられんことを望むは是れ只管に彼等をして猜疑心を益さしめ強制教育と云ふ教育の主旨に悖戾するの恐れあればなり當局者幸に反省せられたし

十六 女監取締及押丁に看守同様の慰勞休暇を與ふるの可否

女監取締及押丁は等しく監獄に職を奉ずるものにして其精勤勉勵者には看守と同しく慰勞休暇を與ふること一應差支なきのみならず其精勵を勸奨する方法として至極好方便たりと云ふと雖も看守と同様に之を與ふると云ふに至つては未だ全く同意を表する能はざるなり巡查看守休暇概則なるものは明治十八年内務省番外達を以て規定せらるゝ所にして女監取締及押丁は總て日給雇を以てせる監獄官吏に過ぎざる等の差異あるより看守と同様たるへからすと云ふも亦精勵を奨勵するの手段として勤務に差支へなき限り各監の都合を以て少數の休暇を與ふるは各地方官廳の權内たるへし故に本議に就ては爾かく決議せり予輩亦別に意見なし

十七 新入監者にして金銀屬の入齒ある時は之を檢査し若し檢束上妨けありと認むるときは撤去し鎖置しては如何

本題の依て起る原因は監房内に在つては縱令一小細片たりと雖も金屬は種々他に害用せらるゝ虞れあり從て入齒の如きものと雖も危險の憂なき能はざるやと云ふにあり然れども元來齒なるものは諸食器の最大要具にして生理上偉大の關係を有すること予輩の論を俟たず去れば齒の欠缺者の義齒を要し又之を敢てするは單に奢侈又は外装に止まらざるは勿論なり既に此必要あり此備へある者に對し入監せし事故の爲め之を撤去せしむるは少しく謂はれなきか如し從て檢束上別に妨けあらざるか如し故に本議は撤去するに及ばざるものと決了せられぬ

十八 女監取締長を置くことを主務省へ上申しては如何

本題は警視廳典獄に依て提出せられぬ而して其主意は男女嚴罰の結果女監全体の事は女性の取締及び上等女監取締長をして責任を負はしめたと云ふにあり發題者の意寔に道理ある所にして殊に發題者管理の下にあるが如き多數の婦女を拘禁する監獄に在つては女監取締長の設置今日の急務なりと云ふと雖も各地方殆んど此比を見ず從て未だ女監取締長の設置を要せざるか如し將來獄則改正の曉き婦女を多く集禁する等所謂女監獄なるものゝ特設せらるゝ等の時機到來せば或は本議題の成立を見るあらんかなれども今日は先づ其必要なものと認め本題は沒了せられぬ是又左もありぬへし

十九 看守教習期限を短縮する事を主務省に上申しては如何

本題は巡查の教習期限一月以内となり居るを以て看守の教習期限をも短縮せらるゝことにしたしと云ふにあり然れども看守教習方法は大に巡查に異なり決して同視すべからざるものあり即ち巡查は其期間常に教

習所に入り常務に與からずと雖も看守は教習期限中と雖も先任看守の指導に依り實務を見習ふ爲め常務に方るの傍ら看守一般の職務の教習を受くるものなれば現行二ヶ月の期限決して長きにあらす寧ろ短きに失せざるやの感を抱く者さへあり旁廵査の例に依るの理由なきものなりとの説多數を以て空しく本題も否認せられぬ予輩又同情を表す

二十 懲罰を申渡したる在監人に對し相當期限間其執行を猶豫し改悛の行爲著しきものは之を免することを得と云ふ内規を一定しては如何

本題は近時刑法學者の間に議論ある條件付裁判言渡類似の條件付懲罰言渡の可否に關する問題にして夙に斯道當局者の間に可否の議論ありまた一定ならざりしも其實施の結果効驗の著しきものあるより茲に本會に提題せられたるものにして全會一致を以て本題を可決せられたり予輩又以て監獄改良の一進歩として大に其議決の果斷なるを心竊かに慶賀したり然るに此頃本協議會の開會地即ち宮城縣知事より警保局長の本議決に對する通牒を領せり其通牒の要に曰く一旦言渡したる懲罰を全免するは穩かならざるの嫌あり故に犯行者に對しては先以て改悛の狀顯著ならざるときは懲罰に處すへしと豫告し置き後日待つことにする方然るへしとの意なりしか如し予輩此警保局長の通牒を讀みて却て心中疑團を生せり何となれば我監獄則是獄則違犯者に對しては第四十二條に依り處罰すへきことを明かに豫告せり然るに現に犯行ある者に對し重ねて豫告するの必要はあらざるなきか彼犯行者をして改心警醒せしむる所あらしむるには豫告と言波との間は差異なきか如しと雖も法定の豫告に又豫告を以てするは是れ尙ほ惡事を誠しむる者尙惡事を爲せり

然るも誠論を以てすると同じ加之ならず豫告後日尙悔悟せざる形迹ある者に對し豫告の懲罰を執行するか如きは全然復讐たるの嫌なき能はざるか予輩は其復讐に陥らんことを虞る故に寧ろ却て獄則違犯の行爲に對しては即時相當懲罰を言渡し只其執行を猶豫し置き改心を促かすこゝ却て監獄則第四十八條の處罰の餘地を與へたる精神に適合するものなるを信せり其處罰せられたるものにして處罰中尙ほ之を免するの餘地あり未だ其執行せざる間に於て改悛の狀顯著なるものに對し之を全免するに何等の嫌疑か之れあらん予輩は寧ろ監獄則第四十八條の免罰は刑は刑なきに如かざるの原理に出て本題の議決こゝ却て此精神に暗合せるものと信せり通牒の意果して如何予輩は解する能はず聊か世の博識家に問ふこと爾かり

●處罰囚に對する看讀書籍に就て

全情會員 水 崎 基 一

其文によりて之を察せば快哉生は監獄界知名の識者なり、頃來監獄雜誌に東北地方、典獄協議會紀要なる論文を掲載せらる。乾燥無味なる決議錄を讀過する何の趣味も覺へずと雖も雄健なる筆力により縦横無益に論述せらる活躍宛然協議會に列するが如し吾人其惠を謝するに躊躇せざるなり。

最近發見第五卷第十二號は處罰囚に對する看讀書籍の件を天下に公表せり而して記者の論評を加へらる再讀三讀大に吾人の意を得ざるものあり、敢て疑點を露陳して快哉生の省顧を仰ぎ天下讀者の垂教を請はんとす。

開口第一に黙せんと欲するも默する能はざるは二頁の論評全く階級的遇害上の書籍看讀と處罰囚に對する

書籍看讀とを混淆せしことこれなり。蓋し二者一なるが如しと雖も別然分割すべきものなり、記者知らずや最高級囚處罰を受けるもの必らずしも之を最下級に降等すべきものにあらず中間級に降等せしむることあらざれば處罰囚なる者は悉く最下級或は書籍看讀を許可せざる級に降等せしむるものにあらざればなり。依是觀之二者全く別問題なり吾人淺識而かも又階級制度上書籍看讀に關しては多少の意見あり然れどもこは他日に譲り主として第十一項なる

囚人に書籍購求及び看讀を許可するに懲罰を受けたる者に對しては期限を附して允許するの内規を設けては如何

に就き意見を述べんと欲す。固より懲罰中なる屏禁減食閤室獨愼減食囚に對しては遇囚上看讀を許すべきものにあらず眞に處罰の苦痛を感ぜしめ沈思默念自發的に省悟する様嚮導し眞に寂寞孤寥たらしめ如何にも峻嚴なる處罰は斯くいたはしきもの哉と自奮自勵痛苦を脱せんと焦心せしむべきものなり。而して此際は専ら交談を避け教誨師の簡潔なる警語を銘肝せしむるに止めしめば實に懲戒感化其中庸を得たるものたるを信じて疑はず。

只だ憐む協議會は何故に殆んど全會一致の猛勢を以て禁止するの期限を一個月以上三ヶ月以下になすべしと斷決せしや。吾人深く信ず處罰終れば暗界中の清天白日を戴くものなり。豈に深く窮追するに及ばんや宜しく改良感化の方針を採用すべきなり。殊に疑ふ斯る議決は法文に抵觸せざるなき乎。二重の懲罰を加ふるの嫌なき乎。現行監獄則第四十二條第四十三條の明記する所によれば處罰の項目は屏禁減食閤室獨愼

減食の五項件にして更に特種の懲罰として施錠を見るのみ監獄則を通覽するも其他に懲罰條件を發見する能はざるなり。成程賞表褫奪別房拘禁食物購求優遇停止は附加處分として規定しあることなれば吾人敢て異論を挾さずと雖も處罰後も服々として山鳥の尾の長々しきが如く法文に存せざる書籍看讀を禁ずる二重懲罰をなすは現今の獄監則上違則の處置と謂はざるべからず斯の如く論究し來れば全然永日間處罰後の囚者に對して看讀を禁ずるも典獄の權内にありと謂ふに至らん之れ非常なる越權の處置にあらずや。吾人今や監獄則第三十二條に規定したる囚者無二の特權を蹂躪せらるゝ悲運を見るに當りては暗界にある署に對し萬腹の同情を注ぎて辨晰せざるを得ざるなり。米國エルマイラ監獄に於ては最下級囚には此特權を剝奪せり然れども未だ曾て上級者中級者に對しては書籍看讀を禁ずるの條項を見ず况んや之れ階級上より考察せしものにして前段に論陳せし如く階級制より胚胎するものと處罰上より因由するものとは別然區別せざるべからざればなり

快哉生は看讀書籍を以て恩樂的恩惠物と稱せり之れ大に吾人の意を得ざるものなり若し看讀書籍の性質なるもの斯の如しとせば吾人は全然看讀書籍全廢を天下に絶叫せん囚者に對して何事ぞ恩樂的書籍を看讀せしむるの要あらんや。然れども徐ろに我國立法者の法意を尋究し余の親しく知れる北海道集治監の看讀書籍を案するに未だ曾て毛厘此念を生ずる能はざるなり、實に看讀書籍の本性質なるものは教訓的なり修身的名なり如何にして立身出世すべき乎、如何にして社會の良民たる資格を養成すべき乎、熱誠涙を振ふて心身の改善を圖る此れ看讀書籍の當然有すべき本質たるにあらずや。然るに何事ぞ恩樂的とは。因より教訓

的に附随して多少の慰樂は之れあらんされどこれ僅少にして謂ふを要せざるなり。嗚呼嗚呼囚人看讀書籍を稱して慰樂的恩惠物と稱せし記者の言論に對しては吾人謂ふべからざるの不快と殘恨を生じ義怒天を貫くの感あり。司獄界の識者此言あり悲哉。知らず天下の教誨師は之れに對して如何の感かある天下の教誨師若し此言を聞きて沈々黙々たらば明日教誨師の榮職を抛擲すべきなり。前提既に誤る。結論豈に誤らざらんや、看讀書籍を許認するを正理公道より否拒せずと謂ひ宋襄の仁と謂ふ又怪しむを要せず吾人は記者が前提に對し三度思ひを廻らせられんことを希望して已まざるなり。吾人不肖頑鈍而かも豈に紀律の内に愛、愛の内に紀律此邊の消息に通せざるものならん。事些々たるが如しと雖も此問題の歸着する處は實に教誨主義と懲戒主義の分界線にして此問題を正解するは眞に寬嚴其宜しきを得る司獄官の資質を有するものたるを信し胸臆を縷陳して讀者の一顧を請ふ。快哉生足下北溟の野人足下に對して一點の恩怨なし只だ言辭間々禮を欠くは一片歌々た靈氣其鋒鈍を露したるに過ぎず共に之れ眞理の爲め共に之れ可憐なる暗界の全胞の爲め宏懷愚衷を看取せられんことを至囑至囑



特別寄書

刑罰權の基本及監獄の大目的

在米國 留岡 幸助

昔より今に至るまで、數多の學者輩出して、刑罰權の基礎は何れにあるかを探求し、數多の説を臚列して殆んど後世讀む者をして迷はしむの忌憚あるほどにも諸説紛々たり擾々たり、余が敬愛の友法學士岡田朝太郎君は近來の名著日本刑法論に刑罰權の由來及其分派につき、丁寧親切に解明指示されたり、而氏の憑據せらるゝ説は、民約主義、純正主義、必要主義、折衷主義、を棄てゝ進化主義を採らるゝことは同著刑罰權基本論にて明かなり。吾人は今該論につき喋々を要せず如何んとなれば吾人不肖にして未だ是非を試むる丈の價值を有せざればなり。然れども刑罰權の基本、監獄其物の目的につきては左の條は承認せざる可らず。

第一、犯罪人を逮捕するなり——即ち實利主義
第二、犯罪人を懲罰するなり——即ち純正主義
第三、犯罪人を遷善せしむるなり——即ち相愛主義

此の三つは少くとも刑罰權の基本、監獄其物の目的たるや明かなり、何故に吾人は第一に示すが如く、犯罪人を逮捕するかは即ち實利派の學者が唱道する如く、人の社會を組織するは其本性に基くものにして社會は自ら生存を維持するに必要な固有の權利を有す、固有の生存權あるが故に防衛權あるは論を待たず、而れども社會の權力の強大なるに係らず、萬般の罪惡を悉く防禦する能はざるを以て社會の防衛權を實行する方法は各個人か之を實行する方法と異ならざるを得ず、即ち社會が犯罪人に刑を科するは本人に對して再犯を預防し、且つや之を感化し他人に對しては惡念を離へし罪を犯さしむる利益あるなり、而犯罪なるものは國家の利益を侵害するものなれば刑罰は之を防禦する手段は外ならず、而國家にして悠久其性命を維持せんとなれば國家は自己を防禦せざる可らず、而其次は國家に於る各個人を保護せざる可らず、此れ即ち取りも直さず實利主義なり、

又第二に示すが如く善實懲罰は何れに其標準を求むるや、即ち正義なるもの、此世に存するを以てなり、故に苟も正義と世の是認したるもの、我もしか認め

たることを犯さば自ら罰あるは自然の數にして人の道なり、抑々人を懲罰する權利は何くにあるや、正義は其罪を罰する大標準ならざる可らず、故に第二に示すが如く正義は刑罰權の基本ならざる可らず、故に正義と實利は社會を永久に維持せん爲に、政府が社會の秩序を紊亂する犯罪者に向つて要求する二大條件なり

第三に示す如く犯罪者を遷善感化することは監獄其物の最大目的なり、蓋し刑法の最終目的も此に外ならざる可し第一、第二と、今論しつゝある第三即ち犯罪人の遷善感化は關係なきが如しと雖、大に然らざるものありて存す、即ち社會を悠久安全に維持せんとあれば之を捕へて罰したるのみにては未だ以て盡せりとなさず、社會を防衛するは犯罪者自を感化歸善せしめてこそ真正に防衛したりと云ふなれ、只捕へて之を罰したるのみにて、社會に放免せば、彼れ再び罪を犯して社會を害するなり、然らば真正に社會を防禦したりと云ふ可らず、此理の見易きこと再犯者の多きは以て社會を防衛する所以の道にあらざること何人も承認する所ならん、抑々國家を安寧に保維する機關即ち法律の上に一大勢力なる人情

即ち相愛主義の行はるゝにあらざれば、社會をして安寧鞏固ならしむる能はざるなり、人情の勢力は恰も太陽の暈々として東天を排する如く、罪の暗夜を照らす最強の光ならざる可らず、只法律のみの力を以て犯罪者を遷善せしめんとする、尙氷室に入りて暖氣を取らんとするが如く到底なし能はざるや、明かなり、以是第一第二第三の主義協力共働して、初めて社會を悠久に安寧ならしめ、犯罪者其自身をして遷善感化せしむることを得べし。

●監獄費國庫支辨法案に就て

靜岡 平田嘉兵衛

監獄費國庫支辨法案が何に因りて第四議會に提起せられたるかは當時の事情を觀て之を知るとを得べし乃ち該案は國庫剩餘金なる慈母か産み落せし可憐兒なりき今日に於て復た該案の提起を熱望するもの殆んど之なきに至りたるは畢竟慈母の亡滅せしより自ら可憐兒の命脈を絶たざるを得ざるに至りたるものならんか去るにても果敢なき法案なるかな吾輩は大に該案の夭死を痛むと同時に世の識者か此の末頼母敷可憐兒を斯る慈母に鞠育せしめむとせしを怪む蓋

し世の識者か監獄費國庫支辨案を唱導せしは畢竟國庫に剩餘ありしを以ての故なり若し之れ無かりせば該案は單に識者の腦裡を浮動せしものに過ぎざりしならむ果せるかな日清の戰端開けてより國庫剩餘金も殆んど之を消盡し尙ほ進んで公債を募集せざるを得ざるの今日に際しては亦一人の之を唱ふるものなきのみならず該案は此の末如何に成り行く者なるやも氣遣ふもの殆んど之あるを聞かず吾輩の弱かに怪む所なり勿論吾輩と雖ども軍國多事の今日に方り事の先後緩急を顧みず濫りに國家の財故を動搖せんとするものにあらざると雖ども而かも財政上必要の事業をして徒らに軍國多事の一言に埋没し亦之を顧みるものなきに至りては聯か遺憾に堪へざるものあり吾輩は監獄費國庫支辨法案の必要なるを認むるも剩餘金あるか故始めて其の必要を認めたるものに非ず識者或は之を以て過言とする勿れ請ふ聊か愚見を陳して左方の叱正を仰かんとす

監獄費の國庫支辨たるへきは識者の夙に是認する所にして世既に定論あり今之を喚々するを要せずと雖ども而かも其の定論を實際に行ふに至りては聊か疑なき能はず抑も國庫剩餘金を抵當として該案を迎へ

むとするか如きは該案の運命を剩餘金の存亡に繫けたるものにして若しも剩餘金の亡滅に際しなば該案も共に倒れざるを得ず性質上、實際上共に然らざるへからざるものたるを知りながら其の實行を不確定の條件に繋らしめ一朝剩餘金の窮乏を告ぐるに際しては復た之を顧みざるか如きは豈に平素の定論に矛盾する所なきか監獄費の國庫支辨たるとの正當にして且必要ならは其財源は積極的に之を求めて可なり何んぞ剩餘金の有無を見て後之を唱導すと謂はむや況んや其の財源を他に求むるも國民の負擔は全体に於て敢て輕重なきに於てあや何となれば今之れか爲め新説を起すも從來の地方税は同時に免除するものにして毫も國民の負擔を重加するものにあらざるものたればなり由是觀之國庫剩餘金の有無は該案の處分上敢て顧慮する所なきや明かなり唯目下軍資供給の點に於て聊か慮る所なき能はずと雖ども吾輩の所見を以てすれば是亦深く憂ふるに足らずと謂はざるを得ず蓋し目下軍資の既に費せしもの幾許又將來に於て幾許を要するかは豫め之を詳知する能はずと雖ども假りに過般募集せし軍事公債にて事足るものとせば其の償却は敢て難きにあらざるへし新たに稅源

を求むるは事至難にして亦容易に爲すへからざるものとは云へ國家の一大事に際しては國民の命脈ある限り如何なる負担にも堪へ得るの覺悟あるは吾國民の天賦にして現に目下の狀勢に哭して考ふるも其妄ならざるを証するに足るべく決して坐上一片の經濟論を以て之を抹殺すへきに非ず去れば公債償却に要する位の新税を求むるは事容易にして國民の喜んで負担すへきや敢て疑を容れず且夫皇軍の連戰連捷は事の終局に莫大なる利益を獲得するのみならず平和克復後に於ける商工界は大に我商權を擴張して劇力に發達、膨脹するの氣運に際するは自然の順序なるを思はし新稅源は之を何れに酌むも綽々として余裕あるものと認め得るの望みあるにあらすや之を要するに監獄費を國庫支辨に移すも俄かに國民の負担を重加するの恐れなきのみならず亦國庫の財故を動搖して軍國の大事を阻碍するものに非ざるや明かなり今や條約の改正は着々歩を進めて大に舊來の面目を改めんとするの機に際し外人の我邦監獄事業に注目する一層重きを加へ頼りに之れか調査を爲すものありと聞く外人の爲めに監獄の改良を爲すの必要なきは勿論なれども苟も東洋の霸權を握り文明の先進國

を以て自ら任せんとする我邦今日の狀勢を以てせば監獄改良の定壁を期するは我邦の義務にして亦歐洲各國の覺悟する所なるへし吾輩は目下國家の財政を無視して急速該法案の議會に提起せらるゝを待つものにあらすと雖ども而かも世人か謂ふ如く「もう監獄費の國庫支辨はだめだ」と氣息奄々殆んど該案の命脈斷絶せしか如き不幸を訴ふるの甚だ然るへからざる次第なりと思惟するの余一片の忠言を以て之を識者の坐右に呈する耳



雜錄

●改正看守押丁設置程度實施に就て一言す

從來監獄當局者をして幾多の不便を蒙り辛苦を感じ艱難を忍び無理なからも履行せしめつゝありし看守押丁設置程度は來る三月三十一日限り其運命を絶ち而して之れか相續法たる改正設置程度は翌四月一日より將に活動する所あらんとす嗚呼此佳期に遭遇し豈一言の辭なきを得んや茲に聊か所感を陳述して當局諸君に謀るところあらんとす請ふ幸ひに之を容るゝや否や

夫れ舊程度は實に明治十四年三月三十一日內務省達乙第十六號を以て世に顯はれ爾來年を閱すること十有五ヶ年の久しきに至れり回顧するに該程度發布當時は未だ吾邦法律制度の整備せざる時代にして罪を擬するに新律綱令改定律例を以てし訴訟を扱ふに訴答文例と云ふか如き極めて單純なる法則に據て人の生命自由及び財産を左右せられ隨て行刑の主義目的

亦今日を以て想像すへからざるものあり故に監獄の組織に於けるも甚だ微弱にして獄司は僅かに判任の位置を占め其配下は傭吏獄卒を以て之れに充てられたるものなれば監獄獨立獨歩の威信を維持すること至難なるは勿論にして未だ猶ほ藩政頃の牢屋番人と殆んど相擬せざる觀念を脱せざりき然れば則ち其當時に於て制定せられたる看守押丁設置程度なるものは如何なる思想と希望を懷き居りしかは實に推知すへきなり爾來法律制度は彬々として一年に擴張し則ち刑法に治罪法に又は刑事訴訟法に裁判所構成法に監獄則に監獄則施行細則に續々發布を見ると同時に人權財産權は益々貴重緻密を加へられ殆んど從前の思想は一變したるものゝ如し又監獄の組織も典獄書記看守長以下の地位を高め漸次獨立機關の体面を顯出したるに拘はらず獨り此設置程度のみ依然として其運命を保ち尙ほ今日の獄制に伴ひ運行し得へきものならんや宜なる哉近年各府縣當局者か其改正を催すに切なること否當局者の意向は改正の發布は之を俟つに遑まらず寧ろ費用の容れる限り突々監督官省の允許を得定員の變更を斷行せんと感激奮勉以て案を地方議會に提出せられたり然れども個は是れ

規則改正の結果にあらずして地方議會の可否に之れよるものなれば概して區々の變更たるを免れざることを勿論なりとす加之各當局者に於て執る所の主義亦其見を異にし或は押丁を全廢し或は看守押丁の割合を顛倒し又は在監入との割合を比較的に減する等稍や極端に涉り予等をして隔靴搔痒の感を懷かしむるもの蓋し少しとせず然れどもうは已往に屬する感のみ予輩今更彼は批評し其可否を論する必要なを以て爰に唯た將に去らんとする所の舊程度は當局諸君と共に悦んで之を送り而して之れと交代する改正程度の實行上に付き大に希望を懷き更に當局諸君に謀る所あらんとす何をか希望と云ふ予輩は此改正程度の實施を機とし將來看守押丁の職務權限を確立分界し其に其本分を嚴守して相藉することなく常に軍人的紀律に服従せしめ執務中は勿論休憩又は非番私交の時に在ても格として秩序あること恰も彼の軍紀に於けるか如く律義正肅の習慣を造らんと欲するなり想ふに從來是等の希望を充たすこと能はざる所以のものは設置程度に據り看守少く押丁多くして而して實際の戒護は全く之れに反し看守の服務すへきもの否寧ろ看守にあらざれば効果を期し難きもの夥多に

して押丁の仕事は最も少なき故に勢ひ看守の執るべき任務を押丁に分與せざるべからざる場合數多あるを以て自然紀律の紊亂を醸し爲めに効果を收め難きのみならず秩序は崩れ看守の威信は衰へ或は押丁は威張り看守は凌かれ又在監人は看守押丁を玉石混視する等殆んど言ふに忍びざる諸弊湧出するも終に如何ともすること能はざるか如き困難を生ぜしは畢竟前陳の事情止むを得ざるものありて存したるなり故に予輩は這般の改正設置程度實施に際し主として先づ其矯弊を努めざるべからざるを信するものなり而して予輩此の希望を充たさんとするには更に新規則を要せず宜しく現行看守押丁分掌例を精に取以て其廢行を裁減するの傍ら上官の薰陶等々として怠るなくんば必ず實行を奏すへきや疑なきを信するなり知らず當局諸君之を容るゝや否や

●工錢に關する諸規定に就きて

龍 涯 生

予輩は今茲に必ずしも工錢の給與たる權利的なかる可からず恩惠的ならざる可からざるを云爲せざるべし、何となれば是等の事は獨り監獄社會に於て論究

せられたりしのみならず尙立法者も亦其不理を認むるものにして蓋し何人も異議を挿まざる所なればなり、故に予は改正せらるべき刑法は必らずや此種の權利的の意味を含有せしむることなかるべきを信じて疑はず然れども當局者は動もすれば此根本の改正を施したる後ならでは工錢に關する諸規定を變更し能はざるが如き口吻あるは予の最も遺憾とする所なり、工錢の諸規定は凡て必ずしも刑法の條句に依準すべきものならず、否寧ろ工錢規定の大部分は刑法の改正を俟たずして獨り監獄則の改正のみに依て爲し得る場合多しとす、是を以て予はいま工錢給與の性質を述べ終に現行法の規定に就て讀者諸氏と共に研究する所あらんと欲す

彼等罪囚をして定役に服せしむる素と國家の刑罰に依るを以て其定役に對する報酬即ち工錢も全然國家の費用に供せしめ彼等をして毫も分與の榮に與らしめざる當然の理なりと雖も而も此の如く嚴正に定役を科し此の如く酷虐に工錢を分與せしめざる如きは彼等の希望心を杜絶し勉勵以て事に當るの感念を失はしむるに至るべく一旦再犯を防制する能はざること(二)の二の理由に依て各國共に工錢給與の規定を見

ざるはなし、何が故に工錢を分與せざるときは彼等の希望心を杜絶し勉勵以て事に當るの感念を失はしむるに至るべきか。治獄に従事すべき諸氏は必ずしも此解說を俟て後始めて知るを要せざるべし、如何に彼等は工錢を以て僅かに一回金三錢に過ぎざる或限定せられたる品種の食物、豌豆、芋、蕎麥粉、麵包を得んが爲めには數日の勞苦をも厭はず汲々たるか、勞苦は殆んど普通良民よりも甚だし、得る所は僅かに一回の食慾を逞ふせしむるに過ぎず、而かも尙能く彼は致々寥々作業に従事し敢てまた一の不平等を訴ふる者だになきは極めて零碎なる工錢を得んと欲するが爲めの希望心に因らすんばあらず、若し之をして凡て國家の所得に歸せしめん乎、從て得る所のものは從て徵收せられ終に自己の手裡に止まる所のもの唯辛勞の汗と困憊とに過ぎざるが如きは將た彼等は何に依て作業に精勵なることを得るや、作業に精勵ならすんば彼等は須らく作業を厭忌せんのみ厭忌の生ずる所、再犯の因となり再び入監の薄運を見るに至らむ、加之工錢其物は直接に再犯を防制するの力を有す、若し夫れ犯罪の多くは貧より來るとすれば勞働に對する報酬幾分を惠與し以て出獄後

彼等の生業の資となさしむること監獄管理上最も必要にして其効力、豈に監中獎勵の爲めに費消せしむるものと徑庭あるなからんや、予輩は此二點を以て慥かに工錢給與の要旨なりと信じて疑はずされど今此眼光を瞞へし現行監獄則の規定

第二十二條 定役に服すべき囚人、現役一百日を經れば始めて各自の工錢を料定し之を十分して重罪囚には其二分、輕罪囚には其四分を與へ餘分は監獄の費用に供す

無定役囚懲治人及刑事被告人にして作業する者の工錢は之を十分して其六を與へ其餘分は監獄の費用に供す、定役に服する囚人にして科程外の作業を爲すときは工錢も亦之に準す

を觀來れば頗る遺憾の狀なき能はず、何を以て我監獄則は單に重輕罪に依て工錢給與の標準を採りしか、巧みに彼等の希望心を操縱し作業に精勵ならしむるの趣旨(工錢給與の第一主旨)を貫徹せしめんとするは單に重輕罪に依てのみ工錢の給與を分たす、其勉めたるときは工錢の幾部を與へて利益を感知せしめ、其勉めざるときは唯僅かの工錢を給するのみに止め其勉否を工錢の多寡に繋らしむるを良策とす

の給與を斟酌するの規定を爲すは最も必要ならずや然るに之れを脱したるは予輩の最も遺憾とし且今後の改正に向て希望する所以なり

參照

佛蘭中央重罪監工業請負規則
第三十一條 工業怠惰の故を以て減給したる額の半は政府に返納し其餘は請負人に納むべし(第三項)

獨逸國自由刑執行規則草案
第二十五條 囚人の作業より生ずる所の收得は凡て國庫に收入すべきものとす囚人若し一日に該當する科程を完了し或は科程外に港るときは報酬として工錢の一部を給與すべし但し其割合は監督署に於て定めたる範圍内に於て各種の作業に依り異なり之を定む(第一項)

囚人の行狀の如何作業の勉否に依り自由に工錢の額を昇降せしめんとするには先づ給與すべき最多額を規定するを必要とす、現行法の如く十分の四、十分の二と確定せしむるは少なくとも刑法の權利的に規定せられたる愚を學ぶものに庶幾し矣、尙今囚人に給與すべき部分の餘りに少なくして監督の費用に充つべき部分の餘りに多きは實際家の説にして決して非難を免がるゝ能はざるべし而して又故意を以て役務を怠り其他作業上不謹慎の

るにあらざるや。固より我現行法に於ては五等の科程を定め之れに適應する所の勞働を爲したるときは其等級に應じ工錢を得べきを以て從て外見上作業の勉不勉に依る傾ありと雖も其實は寧ろ勉否に依らずして業種の熟不熟に依るもの多しとなす、其割合は常に一定不變のものなれば爲めに作業の勉否行狀の眞否に影響する所なし、我輩は其割合を隨時變更し得るの規定を望まむなり、若し此方法を實行するときは少くとも之れよりして二箇の實益を収め得べし、二箇の實益とは何ぞや、曰く多少工錢の分與を受くる囚人は其與へらるゝ工錢の額の嵩まんとことを望む利慾心の爲めに驅られ愈々益々勉勵謹慎となり遂に以て性を成し、不知不識の間に其兇惡の心を離すに至ること其一なり、曰く僅かに工錢の分與に與かるを得る意惰放恣の囚人をして羨望欣求の餘奮發もつて傲ふ所あらしめ遷善勉勵の囚人を作るの誘因たること其二なり而して此二箇の利益は何れも皆刑罰の達せんと力むる目的ならざるはなく、眞民に復歸すべき工錢給與の性質と相牽連したるものなるを以て其重要なること固より言を俟たざるべし、此故に現行法に於て行狀の眞否作業の勉否に依り工錢

事あるに於ては所謂條件として工錢の幾部を收奪するを要す、其收奪は將來收奪し得る所の最多額を豫め定め置かざる可からず、則ち其囚人を支配する監獄をして其制限以内にて囚人の犯狀を斟酌し適宜に上下することを得せしむるは處罰の效力をして最も有效ならしむる一方法ならずや故なく器物を毀壞し素品を濫用する者に對しては將來收め得べき工錢の幾部を以て賠償に充てしむるの明文を掲ぐる亦必要なりとす、自己の爲したる凡てに就て責任を負ふべき者、自己を除きて他あらざればなり

參照

白耳義未已決監獄規則

第二百二十三條 故意を以てし或は怠慢にして衣服、野具其他の器具を破壞し或は腐敗せしめたる囚徒は其諸物品を償はしむ然れども之を償ふ能はざるときは委員會に於て之れに該當すべき罰則を付科す

白耳義幼年監獄規則

第八十六條 貸與したる諸器械諸物品を破壞したるときは其代價を償還せしむべし

白耳義囚徒工業規則

第八條 囚徒が尤も注意を要せざる可からざるものは物品を腐敗せしめたること或は居室を毀損せざることを或は助産物

を粗暴に取扱はさるること等なり此注意は工費を給與せらるゝの時に於て甚だしき大關係を生ずることあるべし

編達國自由刑執行規則草案

第二十五條 囚人は領置金の半額に至る迄は典獄の許可を経て之を使用することを得但し半額以上に滞るときは監督官署の許可を経ることを要す領置金は錯誤懈怠若しくは惡意に由り監獄所屬の物品例へば器械及素品等に損害を與へたる場合に限り之れが賠償に供す(第二項)

第三十八條 囚人に對するの懲罰は左の如し

第五 給與工費を最終三ヶ月分の半額迄剝奪すること

獨逸國拘留處規則

第八條 拘留處に科すべき懲罰の種類左の如し

(丙) 現有の給與工費を二ヶ月間の總額に至る迄剝奪すること

以上改正すべき三點は必ずしも刑法の改正に伴はず又或は法律にあらざれば改正するを得ざるものにもあらざるべし、然れども若し法律を以て改正するか又は刑法の權利的見解に徹りせば其妙味を一層有効的に進ましむるを得べし、何となれば行狀の眞否に依ては全く分與を停止し或は其収奪賠償を將來に爲すして既に溯らしめ懲罰責任負擔の効を積極的に與へ得べければなり

予輩をして毫も遠慮する所なからしめ、尙一段論歩

を進め月旦品騰するを許容せば予は現行法(監獄則)に於て左の三點を採用したるの好蹟を諸氏と共に賞讃するに憚からざるなり

(イ) 罪の輕重に依て其工錢額を分ち重罪囚には輕罪囚よりも僅小に割合を爲したるの點は至當と謂ふべし、蓋し刑は矯正の爲めになすのみ爲すものにあらざして又責罰の爲めになすものなるを以て刑罰の執行、制度の適用は常に重き罪を犯せる者には嚴、輕き罪を犯せる者には緩ならざる可からず

(ロ) 分與すべき工錢の額は料定工錢の額の幾許と其割合を定められたるの點は宜しきを得たるものなり是れ各囚人の受くる所の報酬も報酬あらしむる勞務との間に因果の連結を爲さしむるが故に獎勵謹慎を促すの勢力は其中に潜む

(ハ) 刑法監獄則の法文中殊に其幾分を政府の所得に歸しと云はすして共に獄舎の費用に供すとしたるは字法妙なりと謂ふべし、何となれば不良者を拘禁すべき監獄は不良者自らの經濟に依て獨立すべきものにして敢てまた良民の膏血に依るの寄生蟲たるなき意を表示すればなり

せしめんが爲なるべしと雖も而も此點こう又却て各當局者の取扱をして一樣ならしむる能はざるの弊を生ずるに至る、長所の存する所短所も亦茲に在り、故に曩きに各府縣共に同一轍ならしむんどの議を以て監獄官練習所に於て開かれたる典獄職務質疑會に呈出したるものは則ち左の如く其種目を定めんと試みたるにあり

種 目

書籍、印紙類、紙類、吊祭料、但父母妻子等の吊祭に限り全被害者へ辨償、負債辨償、罰金追徴、父母妻子其他近親の者水火風震等の災害に罹りしときの贈與、病後又は身體虛弱の者にして滋養物例へば牛乳鶏卵「スープ」等を購求するの費用

但本項の者は監獄醫に於て細則第六十一條に該當する程の者にはあらざるも滋養物を服用するは效能ありと證明する場合

右の費用は給與工錢に在ては其月給與の半額即ち細則第六十三條の制限に依り支消したる殘額を以て之れに充てしむる見込

但右殘額は之れを翌月へ繰り越すことを得」あはれ、此議は九名に對する四十五名の大多數

之れを要するに大体、工錢の給與は一面作業を獎勵せしむるの要具にして、一面再犯を防制するの力ありとせば全然工錢をして徒らに彼等の費消するに任かせ彼等の自由權内に在らしむるか如きは其要件の一半(再犯の防制)を失ふものにして又之に反し無制限の壓抑を加へ在監中毫も彼等をして費消せしめざる如きも等しく其要件の一半(作業の獎勵)を失ふものなり、是を以て我監獄則に於ては明かに費消し得べき規定を掲け以て作業の獎勵に供し其以外のものに在ては専ら再犯の防制則ち貯蓄に充てんとするものゝ如し

今費消を許されたる規程を見るに、父母妻子の扶助

(一) 正當の費用食物の購求(三)の三と限定せられたり

(一) 父母妻子の扶助 如何に刑餘の身なりと雖も情誼を沒了せしむる能はざるを以て父母妻子の窮境に沈淪したるときは其領置貨物を以て扶助の資に充てんと欲するの憐情を嘉納すべきは勿論なるべし、寧ろ之に依て益々彼の感化力をして熾盛ならしむることを得べきなり

(二) 正當の費用 此語は如何にも汎博に失したる句にして蓋し當局者をして隨時其運用の妙諦を得

●德川幕府裁判所の構成 及權限（承前）

三月二十一日加藤式部少輔明成か臣、堀主水訴ふる所これ非據たるにより、兄弟三人とも明成に賜はり罪を行はしめらる

世に傳ふる所は主水訴へし所、ことばりあるに似たれども其身彼家の司にして、はしめに兵を擧て國をさり火を放ち家をやく君臣の禮、すでに失ひ國家の大法をみたる其罪かるからされは主の請ふ所にしたかひ三人を賜はる明成大に悦び直に主水兄弟三人とも芝浦の別業に於て誅殺したり紀年錄には主水主の反心あるようつたへたるに、こは公より拷問ありとも主の事はいかにもして申開くへき所なり明成か反心の有無は重て糺さるべし先づ主水を主の申すに引わたし主の心にまかせ誅戮せしめ君臣の禮法を正さるべしとて、かくは行はせられしと記しぬ、さることありしにや

三月廿五日黒木書院に出まし（將軍家光公）加藤式部少輔明成を召て汝の父左馬助嘉明は、神祖台德院殿二世の間忠勤少からず汝に於てはまた當代にさせる勤勞あるにもあらざれどこたひ家臣等か訴訟をも懇

津城の在番にせられ勘定頭伊丹康勝入道順齊、大目付宮城越前守和甫其地の事沙汰すべしと仰付られ勘定二人も同じくつかはさる又上杉彈正大弼定勝も家來出し會津城勤番せしむべしと仰付らる會津城受取の御使は使番多賀左近常長、能勢小十郎頼隆又加藤民部大輔明利か領せし同國二本松城受取の御使は使番佐々權兵衛長次、石川彌左衛門貴成、在番は相馬大膳兼義胤仰付らる

編者曰く前の三記は幕府の日記及び校合雜記、家譜、寛永系圖、殊號事略、藩翰譜、紀年錄、紀伊記、寛政重修譜、水戸記等の諸書其他多く材料を蒐集し、其正しきを探り將軍御實記に載せられたるものなり此御實記と云ふは奥儒者其外役々主任にて將軍一代毎に其事蹟を編纂し同家に傳へ貴重

越後家の騒動

世に云傳へたる越後騒動と云は越後高田の城主二十六萬餘、徳川家の門葉、從三位右近衛權中將松平越後守光長父子、譜代の老臣小栗美作のために瞞着せられ國家の政事をみだし一家領民紛擾して

に尋鞠を加へられ主水等不義の罪狀を聞召分られて汝に賜る所なれば今より後藩政の後鑑ともなるべき所をはかり夫々の罪科に行ふべき旨面諭し賜ふ譜代大名皆御前に伺候して其面諭を聴聞し奉る

五月二日酒井讃岐守忠勝のもとへ井伊掃部頭直存、土井大炊頭利勝、堀田加賀守正盛其外諸臣會集して奥州會津城主加藤式部少輔明成か所領四拾貳萬石收公せられうの子内藏助明友、石見の國安濃郡山田にて一萬石たまはり父明成を預けらる旨つたふ又明成弟民部大輔明利さきに死せしか其狀よからずとて所領奥州二本松三萬石を收公せられ其子彌三郎明勝に新に三千石たまふ

世につとふる所は既に所領にかへ家人を願ひのまゝに下し賜はりて誅しぬるうへはかくてあるべくもあらすどて、やかて其身多病にして國務にたえず封地ことごとく返し奉るどて通世したり、されど嘉明か家絶なんことをあはれませ給ひ明友に新に領地を給ひ其祭を奉せしめられしとぞ

五月三日加藤式部少輔明成か所領奥州會津收公せられし旨を諸大名に仰下され酒井宮内大輔忠勝、講口出雲守宣直、丹羽左京太夫光重、土岐山城守頼行會

止ます乃ち公の沙汰となり幕府の大老酒井雅樂頭忠清及び二三の老臣及び越後家の親戚等も美作を助け家士鎮撫の處置を誤り其舉措太た宜しからず高田の藩士八百有餘名、主家を立退き一大騒動を起せり、然るに四代將軍代替以後幕論一變して新將軍綱吉公（常憲院）の初政に御直の審問となり邪正曲直を糺し嚴罰に行なはれ列藩及び諸有司、新將軍の威權に懼伏す蓋前將軍虛弱にして君威執權の手に落ち弊害甚しかりしに綱吉公之を挽回せられし有名の大獄なり編者の祖先も舊市尹の末班にありて其裁判の事務に預りしを以て材料も所藏の者と舊記例證を集めて此編を草す

天和元年辛酉六月五代將軍常憲公（綱吉）御實記六月二十日明日松平越後守光長か家人を召れ御みつかから御裁斷あるべき旨仰出さる抑も此事は光長か家の老に小栗美作といへる奸人あり光長か妹を妻とし其腹に設けし男子掃部といへるを光長か養子とせんをたくみけるか永見大藏、萩田主馬といへる老臣を始め忠あるどもから志を一致し美作か積年奢侈に耽り君に不忠し民を苦しめけることどもを光長にうつたへ美作をおしこめけるしかるに美作はさる奸曲

のものなれば兼てよりかゝる事あらんとはかり光長
か養子三河守綱國をもたはかり又時の元老酒井雅樂
頭忠清、大目付渡邊大隅守綱貞などにも深くむすび
常々公の諸有司にをのか財寶を盡し苞苴を行ひ請謁
し置ける程に綱國より忠清に指揮を請ひしかは忠清
も兼々美作かたのもしき者と思ひければこの事さ
かへつて大藏主馬等始め忠義のものをあしさまに裁
斷しことく府に召寄、公の御沙汰といひて、み
な召預け光長か家國の事をは美作か心まゝに行はし
めき、これより家中二に分れ少しも志ある者は身の
いどまこひ、國を立去るもの去年今年の間に八百人
に及へりど當代御繼統まじく忠清職ゆるされて
後、猶光長か家中喧擾すること大方ならず其所領の
民訴狀をさけ美作か、虛政をなけくことも度々な
り、またこの春其老岡島一鼓、本多七左衛門などい
へるもの暇まねかいけるに、かれらとて上裁を仰し
かは御不審少なからず、前代各所に召預けられし大
藏主馬などを召寄、美作其外在府の家人等をあま
た召のはせ評定所にて諸老臣三奉行會集ししは、
鞠問に及びしかと美作巧辨をふるひ、とにかく裁判
しかたきをもて廷決あるべきよし仰出されしと聞

へし。
同年六月二十六日同公御實記の内に曰く
抑此光長は故參議忠直卿の長子にて東照宮の御曾孫
なり母は台德院殿の姫君、後に高田の方ときこへた
まひしより元和元年九月二十九日見參し九年の春參
議配流のとき九才にて家つかせられ越前國北庄七十
五萬石を領し寛政元年の春封地を轉し越後國高田の
城にうつり是より二十五萬石を領す六年十二月七日
元服し從四下左少將にのほり御諱の字給はりて越後
守光長と稱す慶安三年九月十日父の一伯入道うせし
かは入道配所にて設けし子二人を家人とすべしとて
給はり父か豊後にて領せし五千石を越後にて加へ下
され少の弟どもにわかちさづく其十二月廿五日從五
位に加階し中將にすゝみ、この度配流せし後貞享四
年十月二十四日赦蒙し廬米三萬俵たまひ其年官衛
を、もとの如く復せられ元祿十年五月六日大和守直
矩か三男矩榮を養ひ家ゆつり寶永四年十一月十七日
年つより九十三歳にて卒す三河守綱國は光長か弟
家人永見東市長頼か子なりしか光長か嫡子下野守經
賢早世せしかは世つきとなり延寶三年五月十八日見
參し十一月十三日元服し從四位上侍從に敘任し御諱

字下され三河守綱國と稱しける此度罪蒙りて後父と
共にゆるされ配所にありしはと多病になりしかは遂
につかへに出す寶永五年八月十二日入道して更山と
號し享保二十年三月五日七十四歳にてうせたり

編者曰く此事件の大概は本文に依て知るを得べ
しといへども其詳細に至つては左記の如し而して
犯罪人の履歷、犯罪の始末、評定所審問の體、御
直裁判の体裁等應記を抜萃して左に記す

(未完)

問 答

●減食處罰者に對する役業に就て

如夢居士

減食處罰中の四人に對しては役業を課すべきものな
るや否とは曾て起りたる問題なりしか今又本誌第六
卷第一號の紙上に旭水生の發したる同一問題を掲げ
られたり此問題に對しては既に論辨せられたるもの
少からずと雖も余輩も亦信する所あるを以て簡単に
答ふる所あらんとす

卑見に依れば減食處罰中は役業を課すべきものにあ
らずと思考す反對論者は定役に服する囚人は減食處
罰中と雖も法律に於て科せられたる所の役業を唯免
かるべき道理なしと云ふと雖も監獄則に依れば其役
業を課すへからざるを推知するに足る則ち同則第
四十二條一項に屏禁(中略)監房に獨居せしめ服役時
間坐作の役を課すともるも閤室は勿論減食に付ても
其明文なし獨り屏禁にのみ服役時間坐作の役を課す
と規定せしは抑も謂あるなり蓋し監獄則の精神は減
食閤室には作業を課せざるも屏禁は獨居せしむるに
止まるを以て若し坐作の役を課せざるに於ては聊か
苦痛を感せず却て定役囚に於ては役業を免かれんか
爲め犯則を爲すものなしとせず故に屏禁に限りては
坐作の役を課したりと雖も減食又は閤室に在ては作
業を課せざるも十分懲罰の効ありと認められたるも
のなるへし否らされば屏禁にのみ坐作の役を課すと
規定する筈なかるへし
以上述ふる所の理由に依り減食處罰中は役業を課す
へきものにあらす断言す又實際今日多くの監獄に
於て減食處罰中は作業を課せず唯正坐緘黙しめて執
行しつゝあるものゝ如し知らず問者は之に満足する

や否や

解 答

霞 堂 主 人

本誌第五卷第十一號の紙上に於ける法海生の質疑に對し左に解答を試みんとす

(1) 刑法は嚴格に解釋すへしとの原則に對しては何人も異論を唱ふる者なかるへし果して然らば刑法第三十三條には禁錮に處せられたる者は現任の官職を失ひ及其刑期間公權を行ふとを停止すどあるを以て其禁錮に處せられたるにあらず罰金を輕禁錮に換へられたる所謂換刑輕禁錮因に對しては甲説の如く換刑禁錮中公權を行ふとを停止すへきものにあらす或學者は之に反して換刑禁錮中と雖も矢張公權を行ふとを停止せざるへからすと主張せり此説は立法上の議論としては格別なれども解釋上に在ては右の原則に輕觸し價値なきものなりとす但換刑執行中其規則に觸るゝものは自然停止の姿となり之を行ふと能はざるへし

(2) 換刑輕禁錮因に對する懲罰及書信接見は普通囚人に留置したる者監内の規則を犯すときは監獄則第

百五條に準擬處分すへし此旨相違候事とあり勿論該達は舊監獄則を指したるものなれども舊則第百五條は改正監獄則即ち現行の第四十三條に移りたるものなれば同條に準擬して處分すへきものなりとす或は舊監獄則と共に別房留置人の處刑は消滅したるものなりと云ふ者なしとせず然れども右達の趣意は別房留置人に對しては獨愼及減食の處罰を加ふるにありて監獄則第百五條に準擬すと記したるは繁文を避くる爲め便宜に出たるものなりとす果して然らば舊則と共に處罰の消滅すへき謂れなし況や字句の改正ありしのみにて他は舊の如く第四十三條に移存するに於てをや

以上説く所の理由なるを以て別房留置人は監獄則第四十二條に依り處罰すへきものにあらす次の第四十三條に準擬すへきものと斷定す

附言罰の輕重を論するは解釋の範圍にあらざるを以て此點は略して論せず請ふ諒焉

の例に依る何となれば他に別段の規定なき以上は一般の規則に依るの外なければなり又作業を爲さんと請ふときは監獄則第十九條に依り之を許す即ち換刑輕禁錮因は同條に所謂無定役囚なるを以て聊か疑なき筈なり余は法海生の疑を起したるを疑ふ

(3) 別房留置人逃走するも未決既決の囚人にあらざるを以て刑法第四百十二條以下の逃走罪を以て之を罰するを得ず若し刑餘の別房留置人をして未決或は既決の囚人として其逃走罪を罰するものあらは牽強附會の誹りを免かれす但別房を毀壞して逃走したるときは刑法第四百十七條の罪を免かれざるへし又或る場合に於ては監視規則違犯の罪を組成するとあるへしと雖も是れは逃走後の所爲に係り別問題に屬するを以て敢て贅せず

(4) 別房留置人の處罰は監獄則第四十三條に準擬するを以て可なりとす何となれば現行監獄則には別房留置人を罰するの明文なしと雖も他に依るへき規則あるを以てなり則ち明治十六年十二月太政官第六十二號達に監獄則第三十條に依り監獄中の別房に留置したる者及刑法附則第三十二條に依り別房

洋々散士、南筑邊偶生兩君の

質疑に答ふ

岩手縣 法 海 漁 夫

洋々散士君は刑期起算方に就ての質疑と題し南筑邊偶生君は刑期起算法と題し共に本紙第六卷第一號問答欄内に掲載質問を試みられたり予不肖にして問者の満足を得るに足らざるを知ると雖ども敢て左に答案を呈せんとす

散士君の第一問は事實の要領を了する能はざるものあり之れを推想するに第一審に於て檢事の起訴なかりしか爲め不告不理の不當判決たるの故を以て第二審廳か檢事の起訴なきものとして不受理の言渡を爲したるものなるか如し然れども實際に於て檢事の公訴なきに公判を開かる可きの理なければ予の解釋は問者か發題の主旨と齟齬したることなるへしと想像せり學術上の疑問としては如何なる事實をも作爲するを得へきも現に事實の存在したりし問題なりと云はるゝに於ては全く問者の意を得ざるものたるや明なり依て第一問は更に一層明瞭の説明を煩はし然る後ち答案を附せんとす君之れを了せられんとす

第二問に於ける第一審にして鋼禁の言渡を受け第二

審に於て罰金の言渡確定したるときに當り未決勾留日数は換刑輕禁錮と看做し扣除するや否やの要點なりとす予は決して換刑輕禁錮と看做し本刑より扣除し能はざるものと解釋せり何となれば罰金換刑には必ず一定の期間内納付し能はざるものにして檢事の請求を待て判官の命令あり始めて換刑の效力生ずるものなり本疑問の事實は此の條件を具備せず單に審理中に屬する未決勾留なり罰金換刑と何等の關連なし換刑處分は一の權道にして常道にあらず故に自然其の効果を來たすべきものにあらす刑法第廿七條は以上の條件具備して始めて其の執行力發生す可きものなりと思考せり此の論君の首肯を得るや否や次に南筑邊偶生君に答へんに君の問はるゝ如き事實は容易に在る可きに非ざるも若し之れありとせば予は取消願出の日より起算せず亦た取消願届の日より起算せず取消願出の日より通常郵便の到達す可き日に於て受理したるものと斷定せんとす何となれば取消願出の日は被告の意思を發表したる日にして未た之れを受理す可き官衙の興りて知らざるの日なればなり而して聞届の日より起算せば官衙の取扱の爲め被告の不利を來すに至る可し事實の疑はしきに於て

被告の利益に反するの判定を與ふへからざるは論を俟たさればなり
以上は散士及邊偶生兩君に對するの答案なり予の斷定にして誤りあらんか宜しく垂教の勞に當られんことを

●數罪俱發の解釋

京都 不 識 庵

現時我國獄事進歩改良の今日に當り尙ほ未だ遇因上各府縣區々に涉り一定せざるものあり豈に斯の道の爲めに痛嘆息の至に堪へざらんや當局者たる者は宜しく留意猛省せざる可らず

囚人獄則を違犯し既に處分決判(獄典)を経たるも未た言渡を爲さる裡又他の獄則を違犯したる場合あり

右は細則第一百一條の俱發例を以て處斷すべき者なるや否な茲に甲乙の二説あり

甲は決判(獄典)を経たるも未た言渡前なるを以て俱發例に由ると云ひ

乙は一度決判を濟したる者は俱發例に由る者に非らず各自に處罰するを可とすと云ふ

較上便宜の爲め各國の監獄官吏及警察官吏の官等俸給等を詳細御示しあらんとを乞ふ

●同

硯 々 生

監獄署在勤官吏の定員及び監獄費の定額は本來如何なる手續を以て之を定むべきものなるや

●刑期起算に就ての解答

霞 堂 主人

本誌前號の紙上に於ける洋々散士の質疑に對し茲に解答を付す

(1) 第一審判決の日より起算すべきものなるを以て被告人は直に放免すべきものとす

今其理由を簡單に示すへし偕被告人が第一審の判決に對し控訴を申立控訴院に於て原判決を取消したる以上は其理由の如何に拘らず曲は裁判に在るも被告人に對しては責むべき過失なきを以て假令第一審に於て更に刑を受けたりと雖も刑法第五十一條一項前段に依り前判宣告の日より起算すべきは素より當然なり

(2) 罰金百圓は之を納完せざるへからず若し一月内に納完せざるときは輕禁錮に換へらるへし

●質問

慷慨 生

吾人は飽迄乙説を主張する者なり縱令一旦決裁を経たる者は一定不動の主義を採り各自に處罰する方穩當ならんと考慮せり大方の識者少しく垂教の勞を惜むと勿れ

我監獄官吏は罪囚をして懲感威化せしむるの大任を帶ひ且頗る繁務なるにも拘らず他の官吏に比較して其位置低く名譽及俸給も亦薄きものゝ如し余は其何故なるやを知らずと雖も或は舊慣の去り難きものに可有之乎兎も角歐米各國の振合を承知致し度に付比

蓋し散士か疑問を起されたるは刑法第五十一條二項に檢察官の上訴に係る者は其上訴正當なる否とを分たす前判宣告の日より起算すのであるに基きたるものならん。併しなから同第五十一條は刑期則ち自由刑の起算方を示したるものなるを以て立法上の議論暫く措き解釋上に在ては之を罰金刑に適用するを得ず故に同法第二十七條の例に照し一圓を一日に折算し滞獄日數に通算することを得す。

次に南筑邊偶生に答ふへし曰く上訴の取消は裁判所に於て許すべしものにあらず故に取消聞届の日あるとなしされは上告裁判所に於て取消を受理せし日より刑期を起算すべしものなれども若し上告取消を受理せし日不明なるときは其受理せしと認定したる日より起算すべしものなりとす。

●南筑邊偶生に答ふ

答者 無 屈 生

君の疑問簡單にして要領を得餘るも上告を申立たるもの次で取消願を出したるとき未だ上訴申立期間内に在ては原判の日より起算するは勿論なり又申立期

其申立を否決する能はざるものなればなり故に自己の權利を以て取消を申立當然の手續に依て原裁判所へ差出したる上は原裁判所に於て受理したる日より刑期の進行を始むべきものとす。

●法海生に答へ併せて洋々散士に質す

旭 外 生

換刑輕禁錮中は公權を行ふことを停止すべきものなるやの質問は本誌第五卷第十一號に於て法海生の質疑に係り次號第十二號に於て洋々散士の本問に對する答辨を掲載せられたり予輩復讀再三未だ散士か答辨に賛成する能はざるものあり敢て卑見を陳へて識者の教を請はんと欲す。

予輩本問の答辨を試みるに方て讀者諸君の記憶を喚起せんとするものあり他にあらず元來本問は昨年施行せられたる高等文官登用試験に於て刑法の問題として提出せられたるものに類し問者も又全問題の意を承けて呈出せられたるものならんこと是れなり然れども予は素より予輩の關する所にあらず進んで左に卑見を陳へん。

を過ぎ趣意書提出期間内に取消願を出したるも若くは既に趣意書を提出し且つ其提出期間をも過ぎ去りたる後取消願を出したるときは共に原裁判所に於て其取消願を受理したる日より刑期の進行を始むべきものと思考せり右の理由を簡單に述べ抑も上告申立期間内に在ては上訴權を維持するも撤棄するも權利者の自由たるべきものにして原判決の進行に影響なきを以て裁判言渡日より起算すること當然なりとす然れども若し申立期間を経過し趣意書提出期に入り取消を願ふとき又は其期間内既に趣意書提出したる後に至ては最早上告申立の爲め原判の執行を停止したるものに付更に起算點を定めざるべからず此場合は上告申立は未だ原裁判所手にあると上告裁判所に移したるときに拘はらず取消願を原裁判所に於て受理したる日より刑期を起算せざるべからず此儀に就ては上告裁判所へ移りたる上は上申裁判所に於て取消願を受理したる日より起算すべしと云ふ說あれども決して然るものにあらず何んとなれば刑事訴訟法の規定に依て檢事を除く外裁判確定以前に在ては何時にても自ら取消の申立を爲し得べき權利を有し而して之れに對し原裁判所は勿論上告裁判所と雖も

問者は甲乙二個の理由を列記して其何れを以て正當とするやと問はれたる二個の内に就き予輩は甲說より寧ろ乙說即ち換刑禁錮中は公權を停止すべしとの說に左擔する者なり左れば洋々散士か公權を停止すべきものにあらずとの說に反對を表することとなる故に以下に於て散士か答辨に批評を試みんとす散士か引援したる「刑法第三十三條の禁錮に處せられ刑るものは別に宣告を用おす現在の官職を失ひ及其た期間公權を行ふことを停止す」とある禁錮なる文字は即ち判決に依て重、輕禁錮に處せられたるものを云ふの意にして彼の罰金の如きは後日仮令換刑禁錮となるも輕禁錮に處せられたるものと云ふことを得ず故に換刑禁錮は禁錮其ものを執行するにあらずして罰金刑を執行するの變体方法に外ならず故に公權を停止すべきものにあらず云々」と散士か此見解一應正當なるか如しと云ふと雖も予輩を以て之を見れば元來刑法第二十七條に於て罰金に處せられたるものにして限内納完せざる者は一圓を一日に折算し輕禁錮に換ふとの規定は學理の燈光に照し識者の批難を免れざるが如しと雖も斯は素より別問題にして我刑法の法文上本條の現存する以上は又如何とすべしか

らざるのみならず我立法者か第二十七條の規定を設けたる理由は罰金に處せられ限内完納せざる者は財産刑に換ふるに輕禁錮を以て刑罰の執行を期したるものなれば罰金に換へたる輕禁錮刑は散士か所謂罰金刑を執行するの變体方法に止まらずして財産刑を變して自由刑に轉換したるものと云ふべきなり尙語を換へて之を言へば國家か個人の財産を強制徴収する刑罰の代補として身体を強制するの自由刑を以てしたる者と云ふも敢て不可なきなり去れば我刑法第二十七條(第二項)の規定に於ても換刑命令は單に執行指揮者たる檢事の職權内に任せずして檢事の求に依て裁判官之を命すべきものとせり若し假りに散士か云へる如く換刑禁錮をして單に罰金刑執行の變体方法に過ぎずとせば何すれず之を檢事の職權に屬せしめずして殊更に裁判官をして之を命せしむるの必要あらんや依是觀之も法律か換刑の標準(一圓を一日に換ふると云ふ)を明示して更に裁判の手續を用ゐず裁判官をして換刑命令の主体としたるものなれば此裁判官の換刑命令は取りも直さず罰金刑に換ふるに輕禁錮を以てしたるものなれば該換刑禁錮中は勿論純然たる禁錮刑と其効果を同ふすべきものなる

こと予輩の確く信して疑はざる所なり然り換刑禁錮は嚴然たる輕禁錮たりとせんか禁錮刑執行に伴ふ所の糾官及び公權停止の隨伴すべきものなること始んと將に疑なかるべし(第三十三條)散士は又公權は無論換刑執行者に對しては法律上停止せしにあらざるも換刑執行の結果より自然公權を有形的に行ひ得べからざることもありと雖も其資格に於て敢て差支なし云々と云ふと雖も其資格に於て差支なしとは果して何等の點を以て然か云ふやの理由を明示せず有形的他の事由の爲めに公權を行ひ得されとも之を行ふの權あるか如く例解せられしと雖も是實に奇怪の解釋と云ふへきなり何となれば換刑執行中は有形上の公權を行ふことを許さざるは取も直さず法律か之を行ふの權利を停止したるものにして即ち權利の停止は資格(資格なしとは云はす)の中止にして換刑禁錮中は位記々號即ち正從何位勳何等或は華族何某と稱呼するか如きは素より法の禁する所なれば監獄官吏か此有位帶勳者に對しても決して右の如き敬稱を用ゐることを要せざるか如きは即ち公權停止の結果なればなり之を要するに換刑禁錮は刑名の變更と共は其性質を異にしたるものにして執行上の變体方法に

らざると換刑命令權の裁判官に存在するに依て見るも明なりとす若し散士か説の如く執行上の變体方法に過ぎずとせば換刑禁錮は裁判官の命令を待たず行刑監督者たる檢事の命令權内に屬せざる可らざると素より當然なればなり問者并に散士以て如何と爲す

● 洋々散士に答ふ

疎 山 生

洋々散士なる編者は予輩未だ其人に親炙するを得ずと雖も常に玉稿を本誌に寄せられ議論正確斯道の爲め裨益夥なからず予輩斯社會の爲め轉々欽仰に堪へず謹て茲に感謝の意を表す散士又本誌第六卷第一號に於て刑期起算點に就ての質疑と題し二個の問題を掲出せられたり予輩不肖妄りに之れか解答を試みんと欲す讀者幸に諒せよ(問題略す)

(1) 本問の疑點は最後の重禁錮二ヶ月刑の起算點は最初の第一審判決の時よりするか將た最後の第一審判決の日より起算するやと云ふにあるか如し然れども予輩を以て之を見れば右何れも適從するを得ず試みに予輩の意見を陳へんに最初第一審に於て言渡したる重禁錮二ヶ月の刑は判決の當否は借置き兎に角檢

事の起訴なしとの事由を以て控訴院に在つては公訴不受理の判決を爲したるものなれば所謂最初の第一審判決は裁判權なきものに對して判決を與へたるものにして其判決の効なきや勿論なり去れば該被告人は當然法律の拘束し能はざるものに屬す故に後日更に檢事に於て起訴の手續を爲し了する迄經過したる日時に取りも直さず不當の判決に依て身体を自由を拘束せられたるものなれば刑法第五十一條第一に依り上訴の正當なるものとして刑期に算入するを以て當然なりと信す要するに最初の第一審判決は「訴なきものは理せず」どの治罪の原則に悖戻したる無効の裁判なればなり又一步を進めて論すれば前判宣告の日より後判宣告の日迄五ヶ月を經過したりと云ふと雖も後日檢事か更に第一審に起訴せし以後身軀の拘束を受けたる日子は前判々決の爲めにあらずして所謂犯罪嫌疑の爲め未決拘留を受けたる結果なれば法律は後日確定の刑期(上訴を爲さる場合)に算入するを許さざるものにして本刑重禁錮二ヶ月内に更算するを得ざることを素より當然なりとす之を要するに本問の重禁錮二ヶ月刑の起算は第五十一條第一に依り前判宣告の日よりするを以て正當な

躬行叢話

りど云ふと雖も然れども後日檢事か更に起訴したる日より最後の判決言渡迄に経過したる日子は當然扣除し本刑々期に算入する能はざるものとす
(2)本問に付ては檢事の控訴に止まり被告人の上訴ありたるものにあらざれば被告人の利益の爲め刑法第五十一條第二に依り刑法第二十七條の例に照し一圓を一日に折算し滯獄日數に通算するを以て一應正當なるか如しと雖も本問第二審の判決は罪質を異にするのみならず自由刑を取消し財産刑に變體したるものにして前判宣告の日より起算すべき自由刑あることなく從て通算するに由なければなり而して他日罰金を完納せざるより換刑禁錮を執行するに否とは別問題なり何となれば爾後一ヶ月内に罰金を完納せざる日に方て執行せらるべき換刑禁錮は先期條件に屬し從てまた條件の出來せざる以前に満ちり滯獄日數に通算する能はざるべければなり

付言元來獨り檢事の扣訴ありたる場合に當て未決拘留日數を刑期に算入するとの刑法の規定は法理の然らしむるものにあらすして只單に被告人の利益の爲め將た便宜の爲めの規定に過ぎざれば控訴の判決確定する迄純然たる未決囚を以て遇待する

寄書

●條件附囚人處罰の得失を論ず

南筑邊 偶生

今我監獄の事たる理論上に實地上に駁々乎として發達し初も眼光の賦務に注くものは噴々之れが改其を講究せざるはなし覺快ならずや然れ共凡る物の改其は改其其のものの上に於て趨勢の爲偶或は誤まらるゝものなしとせす彼の所謂條件附囚人處罰の如き即ち其一ならんか之れ予置か此に勝其得失を論せん欲する所以なり

蓋し條件附囚人處罰は條件附刑事裁判法に基きたるものなへし而して此の裁判法の主眼は之を要するに罪犯者をして惡習に感染せしめ自ら悔悟改改せしむるにあり故に輕微の犯罪者に向て刑の言渡を爲すも之を獄中に留置せしめ専ら特別の監視に付し或る期間彼れが行動の如何によりて或は刑を執行し或は之を免するの担保たり左れば此の裁判法に依て言渡されたるものは概して刑の執行を免れん事を企望し力めて謹慎悔悟し之と同時に自ら決して己れの罪惡を社會に露露し衆評を迎ふるが如き行為を爲さざるや斷して疑ふへからず夫れ如此條件附刑事裁判法は社會犯罪者の減少を目的とするものなるを以て予置亦實成を表するものなりと雖も之を採りて直に囚人處罰に施用せんに至りては未だ容易に首肯する能はざるなり聞くが如くんば條件付處罰論者の據て以て目的とする處のものに條件附裁判法に依て刑を言渡すものと囚人の犯則に條件を付して處罰を言渡さるゝ異なるべき道理なく且處罰の結果良好なりと云ふ

又勿論なればなり

躬行叢話

●看守十時二郎氏の注意周到

惡の惡なるを知て我意を募るは惡漢者流の通性に於て囚徒の如きは最も然りとす故に偶々犯則の爲め看守の申告する處となり高等司獄官の訊問あるや事實の錯誤を抗辨せざるはなく而して又多くの看守中には視察力の乏しき爲め強ち事實の錯誤なさを保せず然るに三池集治監に十時二郎と云ふ看守あり氏は最も視察力に富み輕微の犯則殊に食物に關する犯則の如き氏の眼光を掠むるものなく一たび其眼光に映せんか犯則の證據具さに備はり他日高等司獄官の訊問に對し未だ事實の錯誤を抗辨せし囚徒なしと云ふ之れ注意周到の結果に外ならず老熟なる囚徒を戒護するもの宜しく斯の如くありたきものにこう

に在り思ふに論者の説は表見上一應理由あるが如しと雖も一を知て未だ其二を知らざるものと謂はざるへからず何となれば論者は單に條件付刑の言渡を受けたるものと條件附處罰を受けたる在監囚とを對照比較したるに過ぎざればなり

元來多衆の者を一團の下に管理統治せんには最も實罰を嚴明ならしめざるへからず格言に賞罰の公明ならざるは政亂るを謂へり況や監獄の如き其境遇全く社會と絶ち疑心を以て充たされたる多囚の團體に於てをや見よ囚徒一般の常狀より觀察し來れば彼等が境涯は甚だ狹隘にして口以て互に言語を連する能はず坐臥以て自由ならず常に殆ど狐疑の内に生息せり故に官吏の言語は固より一舉手一投足に至るまで終始細大さなく耳を敬て之を聞き眼を刮て之を見んと欲し事に當り物に觸れ自己の利害に關せざる毫厘の事柄と雖も彼等が好奇心は巧に甲傳へ乙達り轉轉するに從て益迷を重ね端なく疑念の内に籠められ遂に針小棒大有耶無耶の間に無益無用の口實を設け或は種々の故障を拂ふるにあらずや斯の如きの現象は常に大多數の上に於て見る處の事實にして此の事實を詳かに認め來りて廣く視線を全局に注がば眞に彼等が直接身上に利害を生ずべき處罰の如きは極めて適切に公平に實行するにあらずれば疑は益疑を増し遂に彌迷を加ふるに至り嘗に其効果を得ざるのみならず總ての統禦上少なからざる障礙を來さん豈漫然看過すべきものならんや是を以て是を見れば條件附處罰は夫れ果して適切の者ぞ云ふを得へきか條件附裁判は絕對のものにあらず或る輕微の犯罪者に適用すべきものなれば犯則囚と雖も犯行の輕重情狀を斟酌し而る后甲は條件を付して執行を停止し乙は直に實決の處罰に附せらるゝにより必ずや彼等が特有の欺念は湧きとして喚發せしむるの媒介たるを免るべからず左なきだに

彼等の多くは己れが犯行の輕重を顧みず往々懲罰の輕重適否を評議し甚しきに至ては之れが執行を拒むものあり而して其某く所を探索すれば當局者の意を以て左右するものとの誤想に原由せざるなし已に普通の懲罰すら猶且然り況んや條件付懲罰に於てや

試に思へる犯則者に對て條件付懲罰を科し暗々裏に彼れが舉動に觀察せば受罰者其者は條件付懲罰の言渡を受けたるものと一般十中八九は處罰の執行を免れんと欲し謹慎を表すへきや疑なし故に少なくも個人的有効なるへきも之に反して實決に處せらるへき犯則者は果して如何の感情を發すへきや彼等は條件付懲罰の何物たるや之を識別するの能力乏しく且つ受罰者の謹慎なるや否や固より之を判斷する能はず又之と同時に訓示すへきものにあらざれば此に忽ち例を之に採りて己れの犯行を顧みず獨斷恣睢に難く誤て或は看守の申告に愛憎を節まれ或は審問に偏倚を容れられ終に典獄は公平を欲くの判決を與ふるものなりとの疑を以てし一たび煩屑の侵す所とならば彼れが悔悟改悔の情は變して剛愎頑迷の鬼となり刻々滿腔の不平心は溢れて甲に傳へ乙に送り自他幾多の者に迄毒毒傳播するや計るへからず何となれば彼れ等多くの常体は恰も薪を負て火に向ふに等しき一羣なれば惡習に感染し易き油を注ぐに同しければなり然らば即ち身先つ犯則を重ね他亦幾何の犯則を生し再び拾取すへからざるに至らん因情此の如く亂れ來らば亦何を以て乎監獄唯一の大目的を達するを得んや論して此に至らば條件付懲罰は予輩絕對的に反對せざるを得ず豈讀者を待て後之を知らんや故に一言にて之を蔽はし得る處の利甚た僅少にして危險の虞最も大なりと謂はざるへからず知らず論者は何を苦てか斯る冒險的行爲を爲さんと欲するや殆ど之れが理由を解するに苦まずんばあらざるなり論者或は云はん今

「予等か或る犯行に對する懲罰は予等の改悔如何を試験せん爲め官また執行に着手せず若し一歩を進めて再び非行せんか露體一聲予等の頭上に二個の懲罰一時に墮落し來り予等の食を減し又暗黒室に呻吟せしむるならん予等靜心顧慮する所なきべからざる」の思想を喚起し反省悔悟の熱地を與へたるに相違なきべきなり慣習的犯者に在つても尙然り況んや過誤又は一時の迷信に出てたる非行に於てをや其轉迷悔悟の効を奏し暇々競々唯其再びせざらんことを勉むるに各ならざるは予輩の確信して疑はざる所なり至茲始めて懲罰をして其執行なからしめ所謂刑に刑なきに如げざるの金言に恰當せしめんこと恊に感化矯正の最好方便なりと云ふべし然るに説を爲すものあり曰く懲罰なるものは監獄の紀律を系す犯行に對し行刑官が體を以て斟酌科罰するものなれば條件付懲罰言渡に換ふるに適當(懲罰の一條件なり)を以てして可なり加之ならん既に言渡したる懲罰をして一は之を全免し他は之を執行するか如き場合に當て彼をして不公平の感を抱かしむる虞なき能はず云々予輩を以て之を見れば是等の議論は素より採るに足らざるべし予輩聊か之を辨せん凡る監獄紀律を案す云ふ獄則違犯の非行にも其輕きものあり又重き所爲ありて當局者が最初獄則處分を行ふ場合に於て其行爲に最も適應すべき懲罰を撰んで之を言渡すは勿論にして單に適當に相當する輕易なる行爲に對し減食又は暗室の重き罰を以てするが如きは決して是れなきのみならず又其反對に暗室或は減食に相當するが如き違犯に對し懲罰に止むるが如きは當局者の得て處し能はざる所に於て條件付懲罰言渡の必要あり即ち或る期限間其執行を中止するものは地を登へて條件付言渡を受けたる彼等より見れば此執行の擱置こ

や監獄の規律整然見るへきものあり不明の徒は宜しく之を矯正すへ將來の危險を慮り改其に歸導するは恰も犯人の憂に屬し一笑に付せんのみと夫れ然り豈夫れ然らんや吾人固より無名の危險を懷きて敢て重大の利益を傍觀せん欲するものにあらず小利に過て大危險を顧慮せざるか如き舉動を憤むものなり而して又囚徒の多くは實に憐憫へき不明に依て種々の結果を顯はし來る者なるにより可及的諸般の措置は之を公明に且嚴正に實行し苟も許怪の觀念を惹起せしむへき條件付懲罰の如きは斷じて之を排除し専ら反則に陷らざらしめ嚴罰を致さざらしめ以て全局の平穩を保持し彼等が肺腑を穿て感化に誘導するを最大要務と云はすして何ぞや聊か異見を述へ大方諸家の教を請はんを欲す

●條件付懲罰

夢 幻 生

條件付懲罰言渡の可否如何は目下監獄社會の問題なるか如し元來刑事條件付懲罰宣告の可否に關する論説は雖て學者の間に喋々する所にして予輩其論議の可否は姑く之を云ふを得ず雖も監獄内に於ける條件付懲罰言渡しは監獄行刑上懲戒主義兼て感化上に偉大の効益あるべきことを信ず條件付懲罰言渡とは予輩の言を俟たず獄則違犯の非行ある者に對し典獄は相當の懲罰を言渡し或る期限間該懲罰の執行を中止し置き其期限内に於て改悔の狀顯著なるものは前に言渡したる懲罰の執行を全免し又は輕減することを得せしむるの所謂先期條件を以て言渡す所の懲罰を云ふ左れば條件付懲罰言渡は過失又は一時の迷誤心より獄則違犯の行爲あるものに對しては其執行を猶豫し改悔を促かす上に於て最良方便たるのみならず其他再犯以上の者に在つても自から省慮する所あらしめ彼等の心頭常に思へらく

る常に薄氷を履むの感を抱き却て執行せらるるよりも層一層の苦痛心を抱持するに相違あるべからず而して能く懲罰の効を奏し犯行を再びせざらんことを是惑るか如き思想を發起せしむるは條件付言渡の可なる所以なるべし宜なる哉監獄則第四十八條は條件付言渡に類する規定を設け處罰中と雖も改悔の著しきときは之を免するのを得ざる餘地を與へたるを以て其意のある所を知るべきなり又均しく懲罰に處せられたるものにして不公平の感を抱かしむる云ふか如きは非改悔者の罪にして是等の感念は宜しく之を去て改悔の効を著し且懲罰に言渡されたる懲罰を全免せられんことを競ふて之に習はしむるに足り却て此の如き感を抱く者をして警戒せしむるの好手段たるにあらざるや

要するに條件付懲罰言渡を實施せられつゝある地方當局者の實驗談を聞くに大に其顯著なる効益ありとのことを予輩曾て耳にせしことあり果して然らば又以て各地方に於ても若々實行せられて可ならんか聊か予輩の異見を陳へしに過ぎず當局者幸に諒せよ

●欠席判決受刑者餘罪の爲め拘留中故障期間を経て確定したる者の刑期の起點について

問題に付一言す 在橫濱 無 賴 著 子

本問題に付ては本誌第四號より第十一號に捲り下田直亮君、浪華生、上田貞次郎君、佐原生等が交り得意の筆鋒を奮ひ喋々其當否を論し連問數合何れ劣らぬ剛のもの申々勝敗の決すべき様なし予輩亦好奇一音入火の夏蟲たらん欲す然れども元と辨を好まず只だ要を擯して其局を結はんを期す

に對しては其拘留の何事件の爲めたるを問はず欠席判決の告知を受ける其確定したる以上は取も直さず對審に於ける裁判宣告を受けたるを全一にして刑期の起算は告知の日よりすべき事、理論上亦一點の疑ひを存せず殊に現行取扱の上より云ふも既に左の伺指令のあり記して以て參考に供す

(伺指令)

刑期起算方の儀に付請訓

爰に窃盜犯者あり乙地裁判所檢事に於て明治廿一年十月一日捕獲訊問中是より前甲地裁判所管内於て監視規則に違反したる有之旨自供せるにより一面窃盜罪は懲罰を求め一面監視規則違反の罪に對しては甲地裁判所檢事に其關係書類の送致を求め置きたるに甲地裁判所檢事に於て其監視規則違反の罪に付ては全年九月十日欠席の儘重禁錮一月に處斷したるにより該刑の執行有之度旨を以て囑托し來れり又豫審判事は全日窃盜罪は証憑不充分なる旨を以て免訴の言渡をなしたり因て乙地裁判所檢事は單に監視規則違反の罪に付發せし甲地裁判所於て欠席裁判ありたる旨を犯罪者に告知せり

右の場合に於て該刑起算の點を定むるに付左の甲乙二論あり

甲論者曰く右刑期の起算は逮捕の日より起算せざるべからず其故如何となれば刑法第五十二條に刑期限内逃走し再び捕に就きたるものは其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算すべし是觀之刑法の精神は單に逃走の日數を除き其餘は總て刑期に算入するの旨趣にあり果して然らば假令窃盜犯事件に付拘禁相成たる日數雖も犯人利益の爲め之を刑期に算入すべきを當然なりと

乙論者曰く右刑期起算は決して窃盜犯事件の爲め逮捕せられたる

當日より起算すべきものに非ず當然監視規則違反に對する欠席判決ありたる旨告知の日より起算すべきものなり其理由に抑も裁判なるものは對審裁判に付ては其裁判ありたる日より直に其裁判ありたるものと爲すべきも欠席裁判に付ては犯人於て其裁判ありたるを知りたる日よりするにあらざれば其裁判ありたるものと看做すべからず故に亦刑期の起算に於ても對審裁判に付ては其裁判ありたる日より之を起算すべきも欠席裁判に對しては其裁判ありたるを知りたる日よりするに非ざれば起算すべきものなり然るに甲論者は刑法第五十二條を引き據て之を論ずる雖も該條は刑期限内逃走したるものに對し其刑期の起算方を規定したるものなれば本問題の如き窃盜犯事件の爲め拘禁中監視規則違反事件に對し欠席裁判ありたるを告知したる等の場合に適用すべきものにあらざるや又甲論者の如く假りに逮捕の日より起算すべきものと爲すに於て該犯人は監視違反欠席裁判記載の逮捕狀に因らずして單に窃盜犯事件の爲め十月一日を以て逮捕せられ十一月一日監視規則違反に對する欠席裁判の告知を受けたるものなれば已に一月月の重禁錮は經過したるを以て告知の當日直ちに之を放免せざるべからず是して然らば一方に在ては未だ其裁判確定せざるに又他の一方にあつては已に該裁判の刑期を執行し盡したるものと爲し直に放免せざるべからざる等の都合に陥るべしと

右甲乙二論の中乙論はなるが如し然れども反對論者も有之に付至急仰御内訓候也

明治廿一年十一月十四日

右伺に對する廿一年十二月十三日司法大臣の指令

檢 察 廳 開始審判所濱松支廳 事

明治廿一年十一月十四日請訓刑期起算方の件は乙論者見解の通

看守任用法を論ず

在愛知縣監獄署

哀々居士稿

吾人は前報本紙上を以て、我國監獄改良の基礎は看守にありと題し、監獄改良の初歩として現行勤務法及び服制の改正は目今の緊急業務たるべしと論ぜしが、尙ほ之れと同時に看守任用法をも大に改正を加へざるべからざるは、今更々々々を要せんとも、斯業の局に當るの士は業已に計圖ありつゝ、密聞傳ふる者あり、然れども當路者が果して奈何なる方法を以て奈何に改正を加ふべきかは、吾人痴漢の得て窺ひ知る能はざるを以て、敢て啗啄するの要なしと雖も、獄事改良の談一日も忽語にするべからざるの秋に方り、吾人の赤貧亦吐露せざる可らざるの止を得ざらしめたり

夫れ看守の任務たるや、己に讀者の知る如く、彼の猪才兇惡なる徒に接し、懲惡感化の實効を收むる重要な責を負ふの任なれば従つて、之れに對するの過を以て看守其人を迎へざるべからず、吾人は前報に於て看守其人を得ざれば獄事改良の完成を期せざるべしと極論したりき、然り然して現行の任用法たるや、未だ我國監獄の幼稚たりしときに稍々改正を加へたる任用法にして、語を換へて言へば一時の補綴策たるに過ぎず、斯故に當路者が苦心改正せし任用法、今は亦た時音に屬し、改正の精神をして貫徹せしむる能はざるに至る、之れ改正法の正論を缺きたるためなるも、將た執行其宜しきを得ざるも、二者必ず其一に居るべき者なりと雖も、恐らくは未だ完く改正法の完全を期する能はざるの結果今日在るの状態ならずや、果して然ら

ば之れが改正の必要は目下の急務たるを論つべし、吾人は已に前報に於て論ぜし如く看守をして判任官と爲し且つ終身官の特權を與ふるを以て可なりとす、斯くの如くに於て始めて當路者の前年改正せし精神を貫徹せしむるを得るべし然らざれば僅々たる改革を以て治獄改良の事を圖るも雖も、何れの時か積來の弊を掃蕩國去るを得んや、治獄の業豈至難ならずや、然り而して、讀者或は吾人、看守は裁判官の如く臣民の權利義務、國法尊嚴等を審判するし家最上權を委する者に非ざれば、終身官とするの必要なし況んや老朽之れに堪へざる業務に於てや、然り讀者の言ふ如く司法官と同一視する者に非ざること論を俟たず、然れども監獄は國法に悖犯するの行爲ある者に對し國權を以て之を監禁し刑罰を執行する所なれば、行刑の公正を保衛し獨立の体面を維持せざるべからず、監獄官にして一たび愛憎偏頗の行爲ありせんが、行刑の目的を貫徹せしむることを得ざるべし、營に貫徹せしめざる而已ならず、嚴正確實を棄亂し刑罰權の實行を確保し能はざるに至るべし、之れ司獄官に重きを置かざる可らざる所以なり、讀者は若汚業に堪へざるの偏なりと杞憂するも之れ又た休職、退職の制を設くるも亦可なり、吾人等杞憂となすに足らんや、然して現行の任用法の如きは、已に看守は終身官たることを表示するに足るべき者あり今爰に辭せん、

附 文

今般何監看守志願仕候ニ付御採用ヲ蒙ルニ於テハ官吏服務規律ヲ恪守仕ルヘキハ勿論在監人ニ對シテ決シテ相狎昵スルカ如キコトナク總テノ法律命令ヲ遵守シ職任上首般ノ責務ハ嚴正忠實ニ踐行仕ルヘク又一身ノ故ヲ以テ自ラ職務御免相願候様ノ檢決シテ無之且ツ自身ハ勿論家族ニ至ル迄品行方正ニ相保テ監獄官吏更タリ又其

家族タル面ヲ汚損致シ候様ノ所業決シテ仕ルマシク依テ警文如件

夫れ然リ警文に記する處之れ皆悉く違奉するの義務ありと雖も、一身の故を以て自ら職務御免相願候様の機決して無之と暫はしむるに至りては、監獄官吏たらんとする者は必しも終身此職に従事するの覚悟ながるべからず、然れども人として威な榮譽を希はざる者あらんや、各人其目的を一にせざるも各々見ありて階級的に立身出生を希圖しつゝあり、而して一端監獄界に投し看守の職を奉ずるや、其希望を放擲せざる可からず、之れ警文に窮屈なる條項、否強壓なる下に制せられ榮譽の道を吐絶せらるゝ者と言ふべし、若し他に名譽の道を求め職を辭せんか必ず御免を項戴し其履歴を汚損せらるに至る、之れ舊時代の首斬りも亦た斯くやあらんと思ふの感あり豈に強制なる條項と謂はざるを得んや、苟くも立憲の治下に於て舊時代に於ける年季奉公的の警文を爲さしむるは事體の容しきを得たる者と言ふべからず、警に事體の容しきを得ざる而已ならず、大日本國の大恥譏なりと斷言するに固辭せざるべし、然りと雖も此警文を爲さしむる所以の者は當路者業に看守をして終身此職に奉せしむるの必要に制せられ立法せし者なり、果して然らば彼我權衡を得ざる事と謂つべし、若し終身職を奉せしむるの必要ありとせば、吾人の主張する如く終身官の特權を興ふるに於て、何の不可あらんや、須らく審判的の弊風を除掃し、斷乎として看守を終身官とせしめざる可からず、曷ん僅々たる不備の條項に安んじ、職務改良の前途を遮斷せらるゝが如きは、理者後來自ら譴を噴むの悔ひを爲すべし、豈僅者せざるべけんや、斯る愚見を以て當路者の反省を求むと云爾、本論終身官となし其俸給の如きも制限を設けざる可からざるの見

あれど下手長談的に渉るを以て省く讀者幸ひに施せよ
訂正 前號寄書欄内五十八ページ三行目長時間内暫らくを就眠せしめず徹夜を爲さしめは長時間内三分の一に當るの時間就眠時間と與ふる者ありと雖も、就眠するに足らず時としては暫らくなも就眠せず徹夜を爲すことあり云々の誤りなれば爰に誤りを正す、稿 者 識

●如何せば世人の誤謬を免かれ監獄改良上に横たはる障礙を除去するを得へん乎

當局者及識者の間に在ては既に監獄の何ものたるを論し其改良の必要なるを説き今當きに改良の歩を進めつゝありと雖も有一部分の人は除くの外多くの世人は監獄を誤認して罪人留置場と心得典獄は牢屋頭其他の官吏は牢番ならんと思ひ居る様子なり其れも愚夫愚婦の間にのみ行はるものならは忍て黙すへきも多少教育ある一人前の男子に於て愚夫愚婦と同じく監獄を誤認する者あるは實に慨嘆の至なりとす尤も監獄は人民の交通する所にあらざるを以て殆ど別世間の如きものなれば現今著しく改良ありしにも拘はらず舊奉時代の思想人民に存するは強ち咎むべきことには非ずと雖も監獄の威嚴及信用を妨くると少からず從て行刑の結果に大なる關係あるを以て此誤認を脱却し監獄の趣旨目的の概略を世人に知らしむるは當局者及監獄改良を圖る者の將に盡さるゝへからざる任務なりとす
大切な教育の任を帶ふる學校教員をして彼れは子供のなごもなり抑と云ふ者なきにしも非ざるを以て喋々論する程のとはあらず

と雖も曠世の中曾て囚人外役の場合を接し云ひし者あり想ふに囚人は諸色の被服を着し鎖にて羈絆せらるゝを以て獄に言ひしものならんかなれども簡樸のとか却て多くの人に誤りを來さしむる者も亦接しし如き人物なりと評するに至ては恕すへからざる惡評なるを以て痛く是等の弊を戒めざるべからず

此誤謬を脱却し監獄改良の障礙を除去するは目下顰眉の急なりとす何となれば行刑の目的は獨り犯人を懲らし改むるのみならず世人を警戒するも亦其目的の一なればなり然らば如何して其急務を果すへきか是れ頗る困難のとなりとす故に先づ多少教育ある者より始め漸次愚夫愚婦に及はざるへからず左に我輩の考案を記述して汎く訴ふる所あらんとす

一當局者は勿論苟も監獄の改良を以て任する者は機に在り時に應じて監獄の効用を世人に知らしむへし則ち當局者は監獄の統計を世に示し改良進歩の顯著なるを知らしめ或は特赦假出獄等にて出獄せし者の行狀及改悔の状況を新聞に掲載せしむる等の手段を取り又監獄の改良を以て己が任とする監獄學會の如きは本誌に於て論するのみならず各新聞社と協議を遂げ讀者の眼蓋せざる様時々簡明に監獄の趣旨目的を論し或は改良の模範を報し或は善行佳言を記し以て監獄の効能及其事業の恕せにすへからざる等を讀者に知しめ而して愚夫愚婦に迄傳へ知らしむるの方法を講ずると何より必要なりと思ふ……

二典獄以下の官等俸給を増加すると夫れ官等は官吏の品格を定むるものにして俸給に其劣に酬ゆるものなるは今更申すまでもとなし然るに府縣典獄の官等及俸給に其主權の職務に當り而も頗る繁

劇の務めなるにも拘らず警部長又は收税長——に對比して著しく官等俸給低きより自然世人の尊敬薄き傾きあり加ふるに舊來監獄官吏は何ぞなく賤れたる風あるを以て監獄を改良すると同時に監獄官吏の官等を進め俸給を加ふべきは素より當然のこゝけなりとす故に典獄は警部長と官等俸給を等しくせられんとを希望す

三若し典獄以下の官等俸給を進むるとは國庫の經濟上目下行はれ難しとすれば止むを得ざるを以て差當り典獄の官等を進め副典獄を置き理事を置き而して書記は課係に屬せしめ監獄官吏の名譽たることを明かにせば自然善き人物を得らるゝの道理なり從て世間の信用も加はり威嚴を失墜するとなし果して然らば監獄を改良し世人を警戒するに就て蓋し大なる効驗あるへし若し從來の如く監獄官吏の官等俸給共に他の官吏に劣る様のものにては威嚴薄くして行刑の目的を達せんとする上に於て不可なり故に二者并び行はれれば至急本項の行はれんとを其筋に向て希望す
其他言はんご欲すると數多あれども枝葉に屬するを以て唯大体に付慨慨に堪へず開陳せり

●刑期起算に就て

在大阪 洋々 散士
現行刑法第五十一條は文意簡單なるを以て刑期起算に就き種々の疑問を生ず左に列舉して之が解答を試みん

第一 被告人上訴を爲し未だ判決あらざる前取下を爲したるときは何れの日より刑期を起算すべきや
此の疑問に對しては明治廿五年中司法大臣よりの訓令に依り上訴會

寄書

裁判所に於て其取下を受理したる日より刑罰を起算す可しとあり然るに世間往々上訴期間内に取下を爲したるものは前判宣告の日より起算す主張するものあれば該訓令の意は上訴期間内と期間外との區別なし故に一般の取下なること明なり依て取下書受理の日より起算す可きなり然れども爰に注意すべきことあり上告は控訴と異なり其上告申立書のみにては上告成立せず趣意書差出期間内に趣意書の出るを俟て初めて上告成立するものなり故に假令上告の申立を爲すも未だ趣意書を差出さざる前上告の期間内に於て取下を爲したるときは前判即第二審の判決の日より刑罰を起算すべきものなり何となれば是れ眞に成立したる上告を取下さるにあらずして結局上告の權利を抛棄するに外ならざればなり而して假令上告の期間内と雖も上告申立書及び趣意書を差出して完全に上告成立し居る時は無論右訓令の趣意に依り取下書受理の日より刑罰を起算すべきものなり然らば上告の申立書のみを差出し上告期間經過後趣意書差出期間内に於て趣意書を差出さざる申上告を抛棄したるときは前判第二審の判決の日より刑罰を起算すべき歟散士は此の場合に於ては抛棄の日より起算すべきものと思考せり何となれば此の場合の抛棄は上告期間内の抛棄とは自然其の性質を異にし居ればなり上告期間内の抛棄は抛棄したるが爲め刑の執行を遅延せしにあらざれども上告期間經過後の抛棄は假令抛棄するも既に確定す可かりし裁判を確定せしめしめて上告期間經過は數日を經過し爲めに刑の執行を遅延し居ればなり然るに此等なも尙前判宣告の日より刑罰を起算すべきものとせば何人とも雖も上告申立書を差出し置き趣意書差出期間の満るに垂んとし上告を抛棄するに至らん何となれば數日間拘置監に居り刑の執行を受けず刑罰に算入せらるゝの利益あるを以てなり

きや

本間に對し薩達正邦氏は曰く前段は刑法第五十一條第一に依り前判宣告の日より起算すべきものなり又後段檢事の上訴は正當と否とに拘はらず同條第二に依り前判宣告の日より起算す可きものなれば本問題の場合に到底前判宣告の日より起算す可きものなりと論決せり散士以爲く後段の場合に檢事の上訴なるを以て第二審以後の日數を刑罰に算入するは敢て不可なり然れども前段の場合に於ては斷然刑罰に算入す可きものにあらずと思考せり何となれば刑罰を計算するは裁判確定の後にあらずば能はず故に法文に上訴正當なるときと規定したるは裁判確定の上直に上訴正當なりし場合を云ふものなり彼の確定せざる判決は正當の判決と云ふ可からず本問題の被告人の上訴は第二審に於て正當なりしが如しと雖も眞に正當なりしにあらず第二審裁判官の誤りなりしことは大審院の判決に依て明なり果して然りせば第一審の裁判は完全無欠の裁判なりしにも拘はらず被告人は此の判決に對し控訴を爲しざるを以て其の控訴は結局不當の控訴と云はざるを得ず論者或は云はん第二審の判決は誤りにもせず裁判官の誤りを以て被告人に不利を與ふるの理由なしと是れ一理ありと雖も未だ至當の見解と云ふを得ず何となれば第二審裁判は被告人の利益に誤りしものなるを以て被告人は之が爲めに些少も權利を傷害せられたる處なし若し控訴院にて至當の判決を下せしときは其の控訴は棄却せらるゝものなり然るに控訴院の誤りし爲めに遂に第二審以後大審院の判決を煩はすに至り其期間の日數を刑罰に算入せらるゝが如き實に意外の利益を得たるものと云はざるを得ず散士は爰に本問題前段の場合に斷然刑罰に算入す可からざることを明にせんが爲めに反對の場合を掲げて是を論せん第一審に於て被告

四十四

果して然りせば上告審起の弊起るや明けし矣曼斯の如き理あらんや而して彼の有名な薩達正邦氏は刑法講義に於て上訴取下の場合を論じて曰く刑法第五十一條の首項に基き刑名宣告の日より起算すべきものとす蓋し此條の第一以下に規定しある規則は即裁判宣告の二回以上ありし場合の爲めに定めたるものにして本問の如く其の宣告の唯一回に過ぎざる場合は第一項の支配す可きこと明なりと此の論旨たるや全く前訓令の趣意と相反せり然れども該刑法の講義は今より八九年前の著述に係るを以て氏も今日此の説を拘持し居らざるや計り難きを以て詳細に論駁を試むるの必要なし

第二 被告人主刑と附加刑とに付き控訴を爲し其の一正當にして他の一は不當なりしときは何れの日より刑罰を起算すべきや

此の問題に付き或論者曰く附加刑は主刑に従ふ可きものなれば其の主刑の控訴正當なるときは假令附加刑の控訴は不當なるも前判宣告の日より起算し之に反し主刑の控訴不當なるときは假令附加刑の控訴正當なるも後判宣告の日より刑罰を起算す可きものなれば此れ至當の解釋にあらず何となれば法文には單に上訴正當なるときは前判宣告の日より起算す可きなり故に其の主刑の點に就き控訴不當なるも附加刑の點に付き控訴の正當なりしときは原裁判の幾分か不當なりしものなれば其の上訴は正當なるものとす被告人の利益となるべき前判宣告の日より刑罰を起算せざる可からず

第三 被告人控訴を爲し其の控訴正當なりし處更に其の言渡に對し檢事より上告を爲せし處大審院は第二審の判決を破毀して檢事の上告を正當として直に第一審と同一の判決を下したり此の場合に何れの日より刑罰を起算すべ

人控訴し其の控訴不當なりしを以て更に上告せし處大審院に於ては被告人の上告を正當として第二審判決を破毀し直に本刑の言渡ありたりし場合ありと假定せんに反對論者の説の如くせば第一審に對する控訴は不當なりしを以て刑罰に算入せず第二審以後のみ刑罰に算入すると云はざるを得ず散士は此の如き場合は第一審判決以後凡て刑罰に算入するものと思考せり何となれば第一審に對する控訴を棄却したるは控訴院の誤りにして第一審判決は取消を免れざるの判決なることは大審院判決の結果に依て明なり若し初めより控訴院に於て正當に判決を下しなば被告人の控訴は正當なるものなり然るに控訴院は被告人の不利に裁判を誤りしものなるを以て其の不利を被告人に負はしむるの道理なし果して然りせば第一審の判決は不完全の判決なり不完全の判決に對して爲したる控訴なるを以て其の控訴は正當の控訴と云はざるを得ず依て第一審判決の日より刑罰を起算す可きなり反對論者此の問題を熟讀含味せば從て前問題も明ならん

第四 檢事及被告人俱に上訴を爲したるときは何れの日より刑罰を起算す可きや

本問題に就ては學者數個に區別せり今其の區別の重なるものを舉ぐれば第一檢事上訴を爲し被告人附帶の上訴を爲し其の上訴何れも不當なるときは何れの日より刑罰を起算すべきや第二被告人上訴を爲し檢事附帶の上訴を爲し被告人の上訴は不當なりしも檢事の上訴は正當なりしときは何れの日より刑罰を起算すべきや第三被告人上訴を爲し檢事附帶の上訴を爲し其の上訴何れも不當なるときは何れの日より刑罰を起算すべきや第一の場合に前判宣告の日より起算すべきものと決斷せり抑も此の問題の場合に於て主たる上訴を爲せしも

寄書

四十五

のは検事にあらすや然らば其の執行を遅延せしものは主として検事にありて被告人にあらす云はざるを得ず故に其の不利を被告人に負はしむるを得ざるなり第二の場合には其の主たる上訴を爲したるものは被告人にあり而して其の上訴の理由とする處不當なりしも検事の附帯上訴正當なりしときは原裁判の不當なりしに相違なし然らば即被告人の上訴不當なるに拘はらず前例宣告の日より起算せざる可からざるなり第三の場合には第一の場合と反對にして後判宣告の日より起算せざる可からず何となれば其の主として執行を遅延せしめたるものは即被告人なればなりと

以上は薩正邦氏が刑法講義に於て論ずる處なり散士は此の解答を熟讀含味するに法理上誠に至當の解ならん然れども現行刑法の解釋としては贊同を表する能はざるなり何となれば刑法第五十一條第二に曰く檢察官の上訴に係るものは其の上訴正當なるを否とを分たず前例宣告の日より起算すありて主たる上訴と附帯の上訴との區別なきを以て一般の上訴なること明なり果して然りせば檢事が附帯にもせよ上訴したる以上は其の上訴の不當を論ぜず凡て前例宣告の日より刑期を起算す可きを以て至當とせり而して此の事に就ては既に大審院の判決あり其の決定の理由又散士と同一なり故に爰に詳細論述するの必要なし

第五 被告人第一審判決に對し控訴を爲し棄却せられたり依て更に遂て上告せし處大審院は其の上告を理由ありとして第二審の棄却の判決を破毀し他の控訴院に移送したり然るに他の控訴院は被告の上訴を棄却したり此の場合に於ては刑期は何れの日より起算すべきや

(日本之法律第

當にして第二審を破毀せしも未だ以て被告人の控訴は果して正當なりしと云ふことを得ず何となれば被告人が東京控訴院に控訴して棄却せられたる判決は消滅したるを以て未だ控訴に對する判決は之れ無きものにして被告人の控訴は依然進行しつゝあるものなり然るにも拘はらず大審院決定の理由中に第二審の判決は消滅せしものにして被告人の上訴は正當に歸したるを以て該正當なる上訴中の日数は之を刑期中に算入す可きものとす是れ散士の解する能はざる處なり何となれば上告の期間は固より正當なりしを以て刑期中に算入する敢て不可なり然れども第二審を破毀せしとて直に控訴を正當と云ふことを得るか未だ控訴に判決あらざるものなり然るに第一審より東京控訴院の判決迄の日数を併て刑期中に算入するは實に奇怪の至りなり何となれば未だ被告人の控訴に對する判決なきを以て他日名古屋控訴院の判決確定の上ならでは果して控訴の正當なるや否やを決定するを得ず然るに大審院破毀の事實を以て第一審より上告判決に至るまでの上訴を以て正當なりしと云ふは實に誤謬の見解と云はざるを得ず而して名古屋控訴院の資格は即ち大審院決定の理由中に云ふ如く東京控訴院に代りて第二審判決を爲したるものなり然るに此の判決は第一審裁判を認可したり依て第一審判決は完全無欠の判決と云はざるを得ず完全無欠の判決に對して爲したる控訴なるを以て被告人が東京控訴院に控訴したるは不當の控訴と云はざるを得ず果して然りせば第一審より東京控訴院判決迄の日数は固より刑期中に算入す可き謂れなし而して大審院判決の日より名古屋控訴院の判決迄の日数は東京控訴院が判決を誤りたる自然の結果なることは大審院の破毀の判決に依りて明なり故に直接に云へば被告人上告正當なりし結果なるを以て無論刑期中に算入す可きなり何となれば東

五卷第十一號七十) 其の理由に曰く刑法第五十一條に犯人自ら上訴して其の上訴正當なるときは前例宣告の日より起算す若し其の上訴不當なるときは後判宣告の日より起算すありて上訴中に係る入監の日数を刑期中に算入するは上訴の理由正當なる部分に限り其の理由不當なるときは之を算入せざるものとす然るに本件に就ては被告人は東京地方裁判所の第一審判決に服せず東京控訴院へ控訴を爲し其の控訴棄却せられたるも大審院へ上告を爲したる未破毀の判決を受けたるものなれば被告人の上訴を不當なりとせし第二審判決は消滅せしものにして被告人の上訴は正當に歸したるを以て該正當なる上訴中の日数は之を刑期中に算入す可きものとす而して大審院が破毀の判決を爲したる以後名古屋控訴院に移る第一審判決を認可し被告人の控訴を棄却したる迄の間は被告人の上訴は不當に歸したる日数に係るを以て此の分は刑期中に算入す可きものにあらす何となれば大審院に於て東京控訴院の第二審判決を破毀したる上は東京控訴院の第二審判決は消滅し名古屋控訴院は則ち東京控訴院に代りて第二審の判決を爲したるものなればなり故に名古屋控訴院の決定は相當にして被告人の抗告は理由なきものとす

右大審院の決定は實に誤謬の決定なりと思考す依て散士は此の說に對し其の不可なる點を掲げ敢て讀者諸君の垂教を仰がんことを本問題熟讀するに東京控訴院の判決は棄却の判決にして第一審判決を認可したるものなり而して最終の名古屋控訴院の判決も全くと第一審判決を認可して被告人の控訴を棄却したるものなり然れども其の棄却の理由に至ては東京控訴院の棄却の理由とは異なりしならん然らざれば更に被告より大審院に上告せば破毀を免れざるを得ざればなり而して被告人が東京控訴院の判決に對して上告を爲し其の上告は正

京控訴院が罷りたるために生じたる期間を被告人の不利に歸せしむるの理由なければなり

以上の理由に依り大審院が第一審判決より東京控訴院の判決迄の日数を刑期中に算入したるも大審院判決より名古屋控訴院の判決迄の日数を刑期中に算入せざるは共に不當なりと思考せり

● 上等司獄官吏の定員に就て

日 進 生

下等司獄官吏たる廳府縣看守の定員は明治廿七年一月勅令第四號を以て定められたりと雖も其上等司獄官吏は定員は之れなきが顯爾すれは古きとされとも明治十四年三月内務省乙第十六號を以て司獄官吏職人設置程度を定められ判任官は在監人二百人以下五名以上百五十毎に一名を増すとしたりしか此規則は既に消滅して今は明治廿六年勅令第六十二號地方官官制にて各府廳の屬警部監獄書記看守長各合せて六千九百七十人と定められ而して屬警部監獄書記看守長每府廳の定員は内務大臣之を定め其各官の定員は内務大臣の認可を経て之を定むるものなれば各府廳の監獄書記看守長の人員は比較上多き所あれば又甚た少き所あり勿論監獄の大小にも依り差別ありと雖も在監人及支那の數に比較するも尙大に幅を失するものあり余は頃日職員錄を一見し其人員の不同なるに驚きたり其人員少き所は如何措置するか云へば偶々職員を使用する所ありと雖も多くは看守を事務員に使用する者の如し其故職職上に要する而も勅令を以て定められたる定員を欠き檢束上不都合少からず加之體外的職務を執らしむるに於ては其責任なきを以て大に不都合なり今日監獄の改良を要する時代に於ては同一の標準を以て上等司獄官吏の定員を定むる

寄書

は最も必要のとなりと思惟す我輩は其筋に於て上等司獄官吏設置程度を定めて執務に差支なからしめ以て獄務の改良を遂行せしめられんと国家の爲め希望するものなり但元の規則を其儘復活せんとを望むにあらず當時判任の典獄は既に高等官となり牢番時代の比にあらず今日に頗る繁多なるを以て之に相當する人員を要するは言を待たす

●違警罪執行方に就て

設堂主人

違警罪即決例に依りて處分せられたる者は假令本人より直に執行方を請求するも同例第十條に依り留置する外は直に執行するを許されず然れども正式裁判を受けたる者は本人より上訴せざるにつき直に執行方を申出るときは上訴期限を待たず直に執行する由同じ違警罪の執行上に就て一は本人の請求を許し一は之を許さざるは抑も如何なる理由なる乎とされ近來の一問題なり

按するに上訴期間に公益の爲め設けられたるものなるを以て假令正式裁判を受けたるときは雖も原則としては本人が上訴権を抛棄し直に執行方を申出るときは之を許すべきものにあらずされは違警罪即決例に依り處分せられたる者に對して直に執行を求むる請求を許さざるは固より當然のとなりとす

然らば正式裁判を受けたる者に對して其申出を許し上訴期限を待たず直に執行するは如何なる譯なるか云ふに正式裁判を受けたる者と雖も皆其申出を許すにあらず檢察官執務手續に據れば未決拘留を受けたる被告人に對し拘留の刑を言渡ししたるときに限る此と雖も即時出監せしめ言渡しの確定を待て執行すべきものなれども受刑者に於て是處なきときは引續き拘留の刑を執行するを得と定められ

本題の目的にあらずるを以て他日論する所あらんとす

惜我國監獄の不完全にして比較的に人物の少きは事實なれども漸々改良して舊來の面目を革めたる監獄もあり又監獄官吏の中にも人材なきにもあらず唯之を世に知らしむるの途なく否其途なきにあらずるも監獄の機關雜誌の如きは局外者の之を閱讀する者は絶無なるを以て往々誤謬を傳へられ玉石を混淆せらる遺憾此上なし殊に指那又は監督の任を帯ぶる所の檢察官又は府縣長官に於てすら監獄に關する雜誌を閱讀せらるる者は殆ど之なし曾て或る地方の檢察官は在監人に對する接見願を受け其御門邊なる願に對し聽許の指令を與へ其誤を悟らざるものゝ如し檢事に於ては監獄則を知らざる等もなければ或は遺忘せられたるものならんか夫れ此の如く檢事に於てすら監獄のとは能く調へなし況や府縣長官をや勢ひ此の如き次第なるを以て吾人か如何に改良に熱心し希望を擲て嘆々之を論するも残念なかり監獄界の一局部に止り世間は勿論典獄に對して指揮監督の權を有する者及監獄に關係を有する高等官吏にすら監獄の事情は能く通ぜざるなり故に經費の點に至ては屬官等の爲めに妨げられ監獄の改良を實行し難き場合往々あるなり必竟典獄の位置低き爲め警部長の如く勢力なきより此に至るものならんか能く此儘にて打過ぐるるときは到底満足なる改良を加ふると能はざるなり

されば我々監獄の改良を以て任する者は各自出捐して之を纏め毎月數百部の監獄雜誌を購求し之れを前記の高等官に進呈せんか此協議は敢て行はれ難きにあらざる雖も折角之を呈するも府縣長官の如きは之を閱讀せらるる暇なからるへし偶々監獄の事業に熱心なる者のあらば吾人か進呈せざるも疾く自ら購讀し居らるべし然らば監獄の事情を訴へ協賛を求むるの途なきが否之なきにあらず留岡君の通

たるものなり是れは一旦拘留したる者(禁錮以上の刑に該るものと思料し)につき本人に於て罪罰なきときは便宜の爲め引續き拘留の刑を執行するを得せしめたる變則の取扱にして被告を釋放し言渡しの確定を待て更に入監せしむるの手段を省きたるものなりとす故に初めより入監せざる被告人則ち即決裁判に係るものに對しては此變則を適用するを得ず其變則法を擴張するとは能はざるは言を俟たざるなり

●監獄の改良は一大事業なるを以て監獄官吏のみに放任すべからず

日進生

近來我刑法學者の間に條件附裁判を行ふへしと論する者往々あり其云ふ所多少異なる所ありき雖も皆監獄の不完全にして刑罰の効能なきを嘆々せざるはなし加之監獄は却て惡事を研究する所たるの誹を免れざるを以て初犯者の如きは條件附裁判を言渡し寧ろ監獄に入れるに如かずと主張する者あり勿論彼の條件附裁判の制は西洋の或る國に於て之を實行し經驗上及及理論上に於ても多く非難する所なきを以て余輩も亦之を賛成するものなりと雖も自由刑の効能なきを論する者に對しては力を極めて反對せざるを得ず殊に刑罰とは犯人に向ひて社會的共援權を一時停止し若くは剝奪するを以て故に刑罰は犯人に科する痛苦にあらず從て監獄の目的は懲戒或感化にあり云ふは誤謬なり云々之無法の論を唱ふる者輩出し吾人をして狂人にはあらざるかと疑はしむるに至りたるは寔に遺憾に堪へざるなり是れ畢竟監獄の不完全にして比較上監獄官吏に有爲の人物少き爲め彼れをして暴言の餘地を與へたる者なり併しなから彼れを棄置するは

信に係る監獄日曜に米國の如く演説を爲す妙なりと雖も未だ其の期に至らざるを以て先づ監獄學會及協會等に於て必要の問題を發して之が答案を募り其輿論の歸する所を簡略に諸新聞に報告して之を掲載せしめ或は實地の改良誤或は通善悔悟の状況或は監獄官吏の善行等を掲ぐるに於ては自然に監獄の事情を世に知られ便益を得ると少からざるへし若し從來の如く吹聴的方法なく否監獄雜誌の類あるも局外者に在ては新聞の如く面白からざるを以て態々之を購讀するものはなし然れども新聞紙上に時々監獄問題を掲げ或は簡略なる記事を描くるに於ては知らず公衆の目に觸れ遂に監獄の事情相分り益々改良の必要なるを發見し府縣會議員の如きは進て協賛せらるへし果してケ様の針路に赴けば亦愉快ならずや若し此吹聴的方法を取り姑息のよを爲すに於ては却て惡しきとのみ世に吹聴せられ監獄の改良上阻害を來すと少からざるへし若し彼の福島監獄以下官吏の官費消事件の如き又岡山監獄の一件又大阪府監獄に於ける領置金持逃げ一件其他監視監獄の看守收賄及在監人を逃走せしめたる事件或は田金の牢屋頭が新橋の藝妓にへこませられたりとか或は大阪に監獄看守あり云々其非行を新聞紙上に掲げられたると枚舉に遑あらず其割合には監獄の改良其他の善行は新聞紙上に現れざるなり是れ善行なきにあらず曾て吹聴的方法を取らざりしか爲めなり昔時はいざしらず文明の今日に在ては或る部分の外は秘密に付すべきものにあらず故に支なきものはドシ／＼之を公けにするに於ては精進の念を去り世に誤解せらるゝとなきを以て監獄の改良を行ふ上に於て障害を除去し且協賛を得る上に於ても益大なる便益あらん然らば則ち先づ之を實行して後漸次監獄日曜の行はれんと希望す記者足下請ふ其勞を取れ至願々々

寄書

●個人的待遇に就て

孤 疑 生

在監人に對し個人的待遇云々との説を頻りに唱ふる者輩出せしを以て或は其意義を誤解し不都合を生ずる者なしとせず因て個人的の本義及適用を孰く質問せし處本誌第五卷第十二號の紙上に於て孤疑生の答辭を得たり之を通過するに其説明十分ならざるを以て矢張り誤解する者なきを保せず故に我輩は茲に補説して將來誤なきを期せんと欲す

個人的の意義は孤疑生の言ふ所大過なしと雖も唯一通りの解釋に止り而して其適用を論ずるに當りても二三の例を挙げたるのみにて別段制限を付せざるを以て或は絕對的に個人的の待遇を許すかとの誤認を免るゝと能はざるへし

抑も在監人を過するに法律規則に依り規律正しき取扱を爲さるへからず故に成規あるものは之に従ひ成規なきものは先例に依り先例なきものは條理に基きて之を措置し決して監獄法規の範圍を脱出するとなきを要すされは在監人を待遇するに寧ろ規律的ならざるへからず云ふの可なるに如かざるなり其個人的の待遇を許すは法規の範圍内に在て存す詳言せば法律規則には夫々範圍を定むるものあるを以て其法規を實行するに當ては固より個人的の觀察を遂げ相當の取扱を爲さるへからず

然りと雖も其個人的の待遇を爲す場合は狭小にして監獄に在ては多くは平等の取扱を爲すものとす例へば山口判事か收賄若くは詐欺取財の被告事件に就て入監したりと雖も其番號を用ひざるべきは監獄官吏は一般の被告人と同じく其方とす呼ふへし又監房に在ては他の被告人と同様に正坐せしむへし縱令入監前は坐蒲團を用ひたりと雖も

病氣でもなければ監獄に於ては之を許さるへし食物も購求若くは差入なければ同じく四分六の麥飯を與ふへし晚餐に赤酒を用ひたりとするも監獄に於ては之を許さるへし勿論たり又就寢起床の時間或は入浴其他平等の取扱を爲すへきと一々枚舉に遑あらず又裁判所へ押送する途中の如きは一般に笠を用ひざるへからず囚人に對しても亦同じ否等の取扱を爲すとも刑事被告人よりは尙一層多き者と云然るを監房別異と作業配課の趣旨を取て直に個人的の待遇なりと云ふも其適用至て狭小にして他に幾何かある畢竟論者か所謂個人的の待遇は作業を配課するに當り各囚の体力相當の業を科する理由及監房を單質等に依り別異する理由に過ぎざるなり其二三の理由を取て個人的の待遇なりと揚言し況んや或人の如きは何に就ても個人的待遇を據き出し殆んど濫用するものゝ如し眞理成文ある場合に於ては之を曲くると能はざるへしと雖も其成文の規則なき場合に於て監りに個人的待遇を喋々するときは或は專横の取扱を爲し或は不公平の待遇を爲す威なき能はず故に濫りに個人的待遇を喋々すへからず況んや幼稚なる或る司獄官吏に於ては簡易なるとも常に誤り勝なればなり但教誨の如きは一人毎に教誨を加ふるを以て最も効ありとす故に是等に就ては個人的の教誨と云ふも可ならん

余は個人的待遇の意味を誤る者あるのみならず此文字を利用して不規則の取扱を爲し或は不公平の處置を爲すの弊を生し若し監獄の規律を紊すことなきか之を恐れ敢て一言す……

●在監人より發する通信の送達に就て

改 眞 道 人

在監人より發する通信の内受信人か市内若くは監獄を距る若干以内

の所に在るときは監獄の使丁をして之を送達せしむる所往々之れあり右は監獄の取扱親切にして殊に郵便税を支拂すると能はざる者に在ては深く其恩惠に感ずへしと雖も又其が爲に一の弊害を生ずるとなしと斷言する能はず若し使丁か受信人の住所に至りたるべき場合に郵便税を受ける等のとあるに於ては或は秘密の媒介を爲し不都合を生ずるとなきを保せず一利一害は數の免れざる所なりと雖も此の如き危険なる弊害を生ずるの虞れある場合に在ては須らく考慮を要せざるへからず

されは此に一の制限を設けて辯護士の事務所に宛てたる通信或は官署若くは公吏の役場に宛てたる文書に限り或る距離以内の分は監獄の使丁をして送達せしめ其他は一切郵便に付して發送するに於ては前陳の如き弊害を生ずるの恐れなく且在監人の權利を保護する點に於て欠くる所なかるへし實際家の意見果して如何

●看守の缺員付勤務法の改定

愛々山人

近頃説を爲すものあり曰く監獄改良の基礎は看守にありと予輩は寔に以て至言とす何となれば之れか上官たり將た之れか統率者たる典獄以下書記看守長其人ありて存す雖も各定員あるあり多數の書記看守長を定置せんこと決して望むべからざるは勿論なれば如何に材能學識に將た経験に富める典獄以下書記看守長ありと雖も看守の嚴格精勵を除き去りて監獄改良の全望を期する能はざるものあればなり當局者風に觀る所あり昨年来看守の俸給を高め待遇を厚ふするの法令を發布せられ以て看守其人を得んことに致しとして勤められつゝあることは將に拖ふべからざるの事實にして此點に就ては何人も

疑を存せざる所なり然り而して此俸給及び待遇を高尙にせるにも拘はらず實際に在つては各地方共に看守に缺員を生し常に志願者を募集しつゝあることは輒近新聞紙上看守召募廣告の多きに依て見るも明かなる事實にして一方に在つては別項所載(押丁の減員看守の職務の項參看)の如く看守の増員及び職務の重責を加ふるの近きにあるにも拘はらず右の如く常に看守其人を得るに困難なるものあるは予輩實に其何の故たるを解する能はざるなり最も看守思望等の壯丁者にして目下征清軍に召集せられ従軍しつゝある者又は軍夫となり事に外征に従ふもの等多きより勢ひ此缺員を見るべしと雖も右等の事情は以て此監獄改良事業の基礎をして脆弱且つ脚斷せしむるに似ひんや予輩は茲に至つて浩嘆に堪へざるなりまた我監獄事業は數年來内に外に著しく改良の進運に傾注し就中看守の如きは今日其人物の如何を以て云へば彼巡查に比するに優るあるも決して劣ることなきは予輩の確信する所にして聊か予輩の意を強ふするあるも如何せん實況常に缺員を訴へ之に就職する者の割合に少數なるは果して其原因の何れに存するや予輩殆んど解する能はざる所なり然らば其俸給及び待遇に於て巡查より冷淡なかと云ふに決して軒輊あらずなり去れば此必要且必須的の看守志望者を以て續々輩出せしめんには果して如何せば可ならんやとの疑問を呈出するありとせんか予輩は唯看守勤務法を改訂するにありと答へんのみ最も看守配置法の如何に依り勞逸一様ならざるは勿論配置にして宜しきを得るあらんか大に其勢を慰するの餘時を與ふることを得るものあらん看守の勤務及配置方に付ては元來重大なる問題にして予輩の能く詳議する所にあらずと雖も又當局者の靜心注意を要する點なりとす現今の如き矯正法の不規則なる到底配置宜しきを得る難しと雖も勤務法の改定を

通信

要する須らく目下の急務なりとす

通信

●賞表附與

島根縣監獄署

西郷監獄支署に於て本月三日重罪囚五人輕罪囚參人に賞表を附與せり

●看守精勤証書授與

同上

看守 中尾久藏

同 原新之介

同 日野岩之助

同 天谷義利

●看守教習卒業

栃木縣監獄署

看守 中西乙壽

同 小林秀太郎

同 岡崎八幡吉

同 山下丈次郎

●看守教習卒業

京都府監獄署

看守 川崎熊雄

●司獄官任命

任千葉縣看守長

給十級俸

監獄署第二課僚を命す

●看守教習卒業其他

愛媛縣監獄署

看守 松浦正亮 看守 中村秀

同 松木丈吉 同 池内義行

同 佐々木重吉 同

青木槌太郎 辻鼻廣太郎 長谷川安藏 末廣榮藏 大前角太郎 岩佐孝吉 大槻榮吉 城山政人 辻市之助 清水索太郎 池田喜久三 星野定次郎 林道太郎 千葉縣監獄署 赤澤正孝

看守 長澤理長 看守 伊藤豐茂 同 仙波常七 同 門屋程次郎 同 塚本一義 同 福島助太郎 同 中川義也 同 伊藤政一 同 中村量茂 同 林直養 同 山本敬信 同 曾我部竹次郎 同 相原善次郎 同 山崎志重 同 香川丈治 同 竹中正義 同 山中隼方 同 世古道五郎 同 奥山久三郎 同 野本忠孝 同 加川數馬 同 矢野重太郎 同 三島貫一 同 金子元貫 同 外宮通政 同 三和織衛 同 飛鳥久敬 同 玉井佐一郎 同 岡本辰五郎 同 大野茂彌 同 松山喜八 同 鈴木理新 同 田内乙吉 同 鹽出彌之助 同 宇佐美光之助 同 宇佐美精三郎 同 一色荒次郎 同 成瀬林作 同 優等同 山元 優等同 上田正 同 梶尾太刀太郎 同 野澤義綱

優等 野崎繁松 優等 西河潔 同 渡邊甚助 同 矢邊政光 同 渡邊清太郎 同 小山政俊 同 宇野靜哉 同 佐藤喜三郎 同 山田重者 同 安部幸正 同 森川安太郎 同 近藤岩太郎 同 平野良吉郎 同 山口彦太郎 同 德弘森三郎 同 井上鉄造 同 神山吉信 同 市川安教 同 宇高道由 同 山中正之 〇七級俸下賜 本縣監獄書記 杉浦忠直 〇囚人井川米吉外廿名に賞表授與せり 〇假出獄差免 重懲役九年故殺罪 都田ヤス 〇全上 全十年謀殺罪 土居伊太郎 〇依願免監獄醫(一月廿六日)監獄醫喜多能光 〇月俸貳拾圓給與(全日)監獄醫 大場敬次郎 〇監獄醫を命す月俸拾五圓(全日) 中村八彌 〇愛媛縣監獄署在勤を命す(全日) 全人

通信

監獄彙報

●朝鮮監獄署實見錄附李逸植を見る

一月二十四日京城

蘇 嵐 生

本日閑を得て監獄署を一覽す獄は最も古き家屋にして構造最も脆弱なり破綻走する亦あつたるのみ獄房僅に三棟にして囚徒十七人あり李逸植の獄舎は第二の棟にして室の廣さ六疊許り先づ窓外より李逸植は就けるやと壁掛けたるに假は日本人の聲を聞き喜び男んで還たしく窓を引開けたり就て見るに横に並べたる二寸許りの枕木の上に藁を敷き其上に藁を堆き迄に横に重れ尙ほ其上に藁の毛布二枚を敷き夜具も具はりて獄中として先づ充分の手當と見受けたり彼は薄暗き處より青白き顔を出し蓬々たる頭髮を振立て鋭き眼光もて一禮したり余は先づ彼が入獄以來の状況を尋ねたるに彼は答へて舊十月廿四日仁川着直に逮捕せられ廿七日法務衙門に拘置せられ廿九日爰に入れたるより説き其間 巡査の不法手枷足枷の酷なる事未だ一度も審問を受けざる事審問を受けずして出入口に凡脱決罪、懲役罪人獄と記載しあるの不法なる事日本裁判官の公明正大なる事を稱し轉て日本在留中の出来事に付ては巧辯を弄して曰く當時朝鮮と支那と非常に親密なりしも日本と朝鮮とは却て益不和の關係となれり是他なし金玉均朴泳孝の徒兩國を離隔するが爲なりと思惟す此兩人を除くは日韓兩國を幸福に導びく捷徑にして又東洋平和の爲めなりと説き今日の心事は如何との間に對しては當時は當時今は今と答へて態度を打ち明かさずしかも尙ほ發達に充分の野心を有するものと云ふに少くとも二百年前の古器物にして之を發火しなば砲身の破裂す可きは鏡に掛けて見る如く敵を殺す前に必ず殺火人を粉碎して萬事止むに相違なく若し假に余をして之を打つの義務あらしめば余は先づ遺言書を認めて後に遺言書を果す可し然れども支那の賦税を視るに彼の國には唯二樓の人あるのみにして其間に同情相憐むの心更になし二樓の人とは即ち支那を征服したる滿州人の子孫の官吏となりて暴威を逞ふするものと其暴政に壓倒せられて怨を銜みつゝも抵抗する力なき賤劣卑屈なる土著の人民との二者を指して云ふなり又支那には法律と稱す可き法律もなければ租税の法もなく役人は腕に任せて民を虐げ以て自家の懐を暖むるのみ無慮と云ふも過かたり余は又支那の牢屋に行きて其内部を窺たるが大なる室内には數多の罪人の盤物に掛けられたるが雲集して其不潔云々は人方なく此盤物と云ふは凡う二尺五寸四角の寄板したる盤の中央に首の出づ可き穴を穿ちたるものにして之を掛けられたる者の不便不自由は實に名狀す可くも非ず罪人の一人が余の質問に應じて食事の方法を示したるを觀るに彼は最長き柄の匕を以て汁を汲み盤物の前部の板を迂迴して匕頭を己の口に達せしめ仰吞になりて汁を其中に流れ込まむるの狀を爲したり又一人が示したる腰に就く方法を觀るに先づ仰向になりて首穴の後面を枕とし扱盤物の前部の板が胸部を壓するを防ぐ爲めには兼れて用意の短き棒をば此板と坐との間に立て、板を支へたり

傳令 監守長

監獄之本義、在囚徒之懲罰、而現開閱雜人等、稱以囚徒之知舊族親、無難通此、而不察其在獄之義乎、且以巡檢論之、苟或風紀現爲拘束、則此乃今日之罪人勸放、以前不可待以巡檢而巡檢人等、稱以察前、擅私入見致有繁犯、此則以私防公也、據警務章程內、有以私防公之巡檢例乎、此不可不痛禁、如是揭付後復踵前習者當用勸其在監禁之福、當爲懷導、而若或拘捕違範、則責有所歸矣、此以知悉事、

(廿八年二月二日大阪每日新聞)

●榮城監獄より日本人を救出す

我軍の榮城縣を占領するや某將校は該地に在る監獄署の模樣を取調へんとて獄吏に案内させ一々刑房を巡檢して密監に至りしに年頃二十四五と覺しき一人の囚徒監内に囁かれ居るが見紛ふ方なき日本人なるに其某將校も不審に堪へず彼の動作を氣付け居るに果せ

●支那漫遊見聞一斑

(廿八年二月三日郵便報知新聞)

昨年の暮より先月末まで上海、香港、廣東、澳門地方を漫遊して我國へ歸來したる或外國紳士の談に余は廣東地方に在りしとき人民の様子を見るに總べて靜謐なりければ是は支那人民も見上げたり聞きしに勝る殊勝さよと思ひしは余が觀察の誤にして彼等は其實、外國人に對して心中最も異む可き感想を蓄へ居る者たることを發見せり又試に彼等に問ふに今回の戰爭のことを以てしたるに彼等は全く其所以を知らず唯役人が日々彼等を虐ぐるを嘆き嘲つのみ則ち余は彼の靜謐が人民の殊勝なる爲めの結果にあらずして其無識無賴者「外夷」を輕蔑するの結果たることを知得て果然たりし余は強て支那のことを惡様に云はんとするの心はなけれど如何せん腐敗の事實は顯然として見ざらんとするも得可らず現に余は廣東に滞在申官吏が人夫に命じて大砲を鷹包みにせしむるを見て其次第を問ひたるに彼等の云ふやう這は北部の戰地へ送るものなりと據この大砲は如何なるもの

格好なる劍を以て片端より制めることにして余が當日事の實際を目撃したる時驗に據るに其狀恰も家畜を屠殺するが如く嚴厲の様として露ばかりも見えず最も尋常一様のことを爲すが如き觀あり余が案内者たる某氏は御身、首を一見したしとせらば此方へ來給へ彼の瓶の中には數多を入れたりと云ひたれども余は夫れは眞平、見るの心なしと答へしに左あらば劍を見給はずと再度の誘引に夫れなれば見て置きたきものと答へて之を檢視したるに未だ生々しき血の拭はすして其儘になるに心付き是は如何なる譯ぞと質問すれば御身も流石は此國邊境の新參者かな當地に於て罪人の首を斬ることは一年に九百級、死刑執行期日の間、餘り近きが故に劍を拭ふの要はなきなりと又この一種の刑場には陶器製造人等の平日の如く仕事を爲し居るは勿論、子供等さへ種々の遊びに餘念なく彼等は目馴れたること、見え處刑を顧るものなし而して地に横へたる長き棒に兩足を縛られたる數多の罪人の統を列べて伏したるは頗る追ふて制らるゝものならん實に無慈悲極の光景と云ふ可し

斯の如き暴政に壓制されたる人民は日清戰爭のことは云はず唯、無理非道なる滿清政府の亡滅を、日夜希望して止まざるのみ余は愈々支那立國難しとの信を確めたり

●福島監獄の怪物事件

(二月十日時事新報)

福島監獄の怪物として其名を知られたる林念、原田美之吉、岡崎金松、高橋重行等は曩に當福島地方裁判所の判決に對し不服を唱へ宮城警察院に控訴中なりしか同院にて被告等が官文書を偽造して金員を窃取したるの證據十分なるも原裁判に失當の處あるを以て之れを取消し更に林、原田、岡崎は原裁判と同一の刑に處断し近藤美時は檢事の起訴なきを以て受理せざる旨宣告されたりと云ふ

(廿八年二月十五日福島民報)

●罪囚を占領地に移すの議に就て

第一軍の占領したる安東縣及金州半島の如きは略分荒蕪の地多きを以て愈々我版圖に歸せざるに既決囚徒を移し拓地殖民の基礎を作るべしとの設昨今或る一部に行はれ居れども當局者の意見は大に之を非ざせり其説に曰く罪囚を荒蕪の地に放つは大に其地方の風俗を害し純良の氣風を弊惡の風に變ぜしむるの憂ひあり既に北海道の如きも最初は土民の氣風頗る純朴なりしに一朝彼の集治監を同地に設置せし爾來次第に弊惡の風習に感染し今や既に其弊に堪へざらんとするの現況にあり然るに我軍が千辛万苦に依て得たる將來充分見込ある新領地に罪囚を移すが如きは最も其當を得たるものにあらざる

(廿八年二月十六日本)

雜報

●萬國監獄會議へ派遣委員定まる

來る六月佛國巴里府に於て開設せらるへき第五回萬國監獄會議へは我が帝國よりも委員を派遣せらるゝ豫定なりとは疾くに傳聞せし處なりしが果然神奈川

縣典獄小河滋二郎氏は非職となりて此委員に任命せられたり抑々監獄萬國會議へ臨席の爲め我が帝國より特に委員を派遣せらるゝは今回を以て嚆矢とす是れ實に千載の一遇にして我が監獄事業の爲めに慶祝せざるを得ず殊に此軍國多事の際此英譽ある蓋し政府の監獄事業に銳意熱中せられ居ることは稍卜知するに足る又小河滋二郎氏は學理に實際にひととして通曉せざることもなく此委員に撰定せられたるは素より當然なるへきも政府の之れを當務者より擧げしは實に適當の處指にして更に賞讃の外なし且斯道の改良進歩を促成する爲めには著大の効績を得へきは勿論にして當に小河氏の名譽なるのみならず我が監獄の爲めには最も利益あることと信して疑はざるなり

●看守巡查の賜暇に就て

看守巡查にして五ヶ年以上皆勤の者には一週間十ヶ年以上皆勤の者には三週間の休暇を特に與ふことを得る旨休暇概則中へ追加せられたりしが此五ヶ年十ヶ年の計算方に就き疑あり即ち五ヶ年中には一ヶ年皆勤して三週間の休暇を得たる此一ヶ年も積算するを得るに又五ヶ年皆勤して一週間の休暇を得たる此五ヶ年をも通算して十ヶ年になれば三週間の與へ得

ると云ふに普通算して年數を加ふる主旨なる趣なれば五ヶ年皆勤して一週間の特別休暇を得るものと五ヶ年皆勤せば十ヶ年となり三週間の特別休暇を得ることとなるなり又五ヶ年已上皆勤の者となり其皆勤に對する特別休暇を與ふる有効期限の規定なし此は五ヶ年皆勤者に對しては其後の五ヶ年間を以て有効期限とし此間に與ふるにあらざれば無効となるものなりと聞けり

●東北典獄協議會の決議事項中其筋の注意

昨年十月宮城縣に於て開設せられたる典獄協議會の議決事項中左の廉々に就ては其筋より注意を與へられたる由

一、警視廳提出議題第三

懲罰ヲ申渡シタル在監人ニ對シ相當期限間其執行ヲ猶豫シ改悛ノ行爲著シキモノハ之ヲ免スルコトヲ得ト云フ内規ヲ一定シテハ如何

決議 原案の通

右に對しては左の如き注意あり
正式に申渡したる者に對し未だ執行せずして免罰するは監獄則第四十八條に抵觸する嫌あるにより

本案の如く爲さんとするには一定の期間内其行狀を試験し若し改悛の狀顯著ならざる時は其懲罰を申渡すことあるべき旨假に言渡を爲し置くの扱に出る様取斗はれたし

二、福島縣提出議題第六

確定執行日ノ朝ハ四合ヲ給スヘキカ或ハ五合ヲ給スヘキカ

決議 五合ヲ給スヘキモノトス

右に對しては左の如き注意あり

議題の精神判明せざるも單に確定執行と云ふときは無定役囚も包含する筈なれば之れにも五合を給することに當りては成規に觸るゝ嫌あり若し定役囚に限る義ありとせば寧ろ作業相當の食量を給すへきものと改むる方穩當なるへし

三、長野縣提出議題第二

莞莖ハ臥具トシテ貸與スヘキヤ又ハ敷物トシテ貸與スヘキヤ

決議 敷物トシテ一枚ツ、貸與スヘキモノトス

右に對して左の如き注意あり

莞莖は敷物と爲すときは監房へ附屬せしむへきものにして之を使用せしむる以上は殊更臥具として

莞莖の貸與を要せず若し貸與するとせば臥具と見做さるへからず故に敷物として一枚ツ、貸與する義は妥當ならず

四、附屬第一號表囚人作業別食糧表備考第一

管内監獄間ノ押送囚ニハ六合ヲ給ス

右に對しては左の如き注意あり

六合食は作業に服する者の食量なるにより押送中就役せざる者に六合を給するは穩ならず

●柿木原監獄課僚の巡視

監獄課員内務屬柿木原政澄君は大坂府奈良縣和歌山縣監獄本支署巡閱を命ぜられ本月八日出發目下巡回中なり

●全國監獄醫會を京都に開かれんとす

本年四五月の候全國監獄醫會を全府に催ふさるゝやの噂あり佛國には萬國監獄會議あり而かも吾邦より今回は全く専門の委員を派出せられ又内地には全國監獄醫會を京都に開かれんとは斯道の爲め實に慶すへきなり尙會議の狀況決議の事項は時々報道を怠らるべし

●受信の度數及告示に就て

囚人及び懲治人より發送を許す信書の度數は我監獄則第三十三條に載せて明文あり然り而して此制限を設けたる理由は予輩の喋々するを待たず行刑方略上に出て尙之を言ひ換ゆれば紀律保持上の必要より不利益なる寧ろ不善なる社會との交際は之を杜絶せんとの精神に出てたること勿論なりと雖も亦絶對的に之を禁止せざる所以のものは一面之を利用し感化歸善の方便たらしめんと目的に外ならず、斯の如く發信度數に制限あるにも拘らず受信即ち外來の信書を收受付與する度數に就ては何等の制限を附せざるか如し故に我監獄則か右の如く發信を制限したるにも關せず之か反對に受信に制限を設けざるは予輩聊か恨みなき能はざるなり何となれば發信受信均しく社會との交際の一具なり然るに一は之を制限し他は然らずと云ふが如き理由は到底之を發見するを得されはなり予輩を以て之を見れば發信の制限より寧ろ受信を限定する上に於て必要を感じるものなり即ち甲は自動的に出つると雖も他は誘發的に出て善惡共に感を惹くこと頗る著しきものあればなり最も外來の信書と雖も當局者に於て嚴密に之を査閲し善交は之を許し尙も惡交の媒たるべしと思惟するときは之

か付與を許可せざること勿論なるべしと雖も外見の善交即ち改悛を助くべしと思惟する信書必らずしも受信者をして同情を表せしむ可からざるものあり、之を要するに外來の信書に就ても發信を制限するか如く告知付與の度數を限定せられんこと予輩の希望に堪へざる所なり然り而して受信の度數に制限を立つる上は亦之を告知するの時期を内定し置かれんと必要なりとす予輩の意見を以て之を見れば來信の告知は可成日曜日の午後又は教誨の前後たらしめんことを欲するものなり是れ何となれば該來信を利用して一層感化上の補助たらしめんとするの要に過ぎざるなり尙之を詳言せば日曜日の午後は役業を休止し(教誨の爲め休役せしむるを以て例とす)名僧智識の法談若くは有益なる教誨を聽聞するにあらざれば沈黙靜坐既往及び現在の性行を追想しつゝある前後に於て父母妻子又は兄弟舊知の消息を報したる信書に接するあらんか彼等如何に兇惡奸嫌の徒なりと雖も萬感餘るに胸中に勃興し其感慨果して如何予輩を以て之を想像すれば實に神變測るべからざる無形的感化の利益なるものありて存すべきこと予輩の確信して疑はざる所なり是れ素より一小鎖事に過ぎずと雖

も又當局者たるもの、注意すべき事項ならんか當局者以て如何とす

付言本項は素より普通の場合に處する卑見に過ぎずして苟も來信の事項にして至急を要するものと思惟する場合は本稿の外なりとす

●三池集治監電氣燈を架設す

監獄の點火は普通官署の點火と其趣を異にし二六時中機の乗す可きあれは脱監其他不頁の計畫を爲さんとする囚徒を戒護する一大要具とも云ふべし故に従來脱獄を企つるものは風雨の夜にして點火意の如くならず咫尺を辨せざる時に乗するもの、如し三池集治監に於ては先年來一意此不便を除却し戒護の周到を企圖しつつありしか曩に三井炭礦事務所にて境内其他に電燈を點し同監へも加入を勧誘せし趣を以て同監よりは其筋へ經伺の上之れに加入し過般來架設中なりしか已に其工を竣へ點火を試みしに成績頗る良く監内は勿論監外周圍數町内は恰かも月夜の觀ありて同監戒護上の便利は喋々を要せず近傍の良民も其餘光を得て喜び居れりと而して其點火個數は監房及街燈九十九ヶ處事務所用不定時燈十七個處合せて百拾六燈にして費用は一ヶ年洋燈を用ひ來りし費額

に比し僅々百餘圓の増加を見るのみなりと云ふ

●奈良縣の英斷

奈良縣の監獄署は狹隘且其建物は朽類に屬して移轉改築を要するとは從來耳朶に達する處にして吾人も亦其然るを知るものなれども是迄之を移轉改築するの時運に會せざりしものと見へ其儘經過して今日に至りたる次等なりしが聞く處に據れば昨年十二月の同縣通常縣會に對し金額十七萬餘圓にて五ヶ年繼續事業となし移轉改築のことを討議せしめられたる由の處縣會は其必要を認むるも軍國多事の際起工すへきものにあらずとの論旨にて終に否決せりと然るを縣知事は急要擱き難く且之を決行するも民力に堪へざることもなしとて不認可を行はんと欲し其旨主務省に稟議し終に土地買入民家移轉等の費用丈原案執行すへしとの指令を得て半は其目的を達せられたりと、目下軍國多事の際なるのみならず監獄費國庫支辨案の一たび帝國議會に顯はれしより各地方とも皆監獄建築事業其他有用の事柄にても動もすれば口を軍國多事、又は早晚國庫支辨となるものとの空顧みに藉りて徒に否決をのみ是れ事とし敢て其急不急を識別せざるの弊風ある今日に當り奈良縣の如き理事

者の英斷あるは實に斯道の爲め特筆大書するも不可なるへし各府縣とも之れに倣ひ偷安苟且の姑息手段を止めて爲すべきの事業は理事者に於て縣會の議決を不認可しても遂行するの決心あらんこと偏に切望の至に堪へざるなり

●典獄の交迭

今回佛國へ派遣せらるゝ神奈川縣典獄小河滋次郎氏の後任は數日間空位となり居たるも愈々二月二十八日を以て廣島縣典獄若山茂雄氏之れを襲はれ又廣島縣典獄には内務省監獄課長たりし眞木喬氏一躍して此榮任を拜せられたり

●内務省監獄課長

眞木同課長前項の如く廣島縣典獄に榮進せられたるを以て同課長の後任には同局警務課出仕法學士笠井信一氏に確定したるやに聞く

●役囚の食量區分に就て

作業の種類に依り給與の食量を異にするは素より當然にして監獄則の規定に於て既に之れか明文あり然れども果して如何なる作業には幾何を給するを以て相當とするやに就ては當局者の方寸に任じたるか如し然りと雖も元來食量區分なるものは体力を要する

ことの輕重大小を以て標準と爲すものなれば各府縣に於ける食量の區分は殆んど同一轍に出て大差なかるべしと信す然り而して同一作業に従事するものは其科程の等級及び其勞力の大小差異あるを問はず皆同一の食量を給するを以て通例とせるもの、如し然れども予輩を以て之を見れば假令同一作業に従事するものと雖も其賦課せらるゝ科程の最上最下の間に於ては体力を要する上に於て霄壤の差異あるものなれば尙其内に就き食量の區分を設くるの必要あるを信す假令は同一作業の内在に於ても身体の強弱及び老幼等の區分あるより從て科程の賦課上に階級あるは自然の道理なるか如く一二三等の科程を了するに要する勞動と三等以下の科程に要する勞力とは到底之を同一視すべからざるは勿論にして給與の食量に於ても自然多少の差異段階なかるべからざるは寔に見易き道理なりとす然るにも拘はらず若し同一作業者に於ては畫一に同一食量を給するとせんか勞動との權衡を得ざるのみならず或は強役食即ち七八合を給するの必要なものに對しても尙強て多量の食量を給するものにして監獄經濟上の得策にあらざるのみならず或は食を除きし然らざれば即ち強食し健康を害する

等の虞れなき能はざるものあらんとす故に予輩は同一作業の内に就ても科程賦課の等級に依り食量に區分を設けられんことを望む假令ば三等を以て普通一人前の体力に相當する科程とし之れより以上の科程を爲す者には上級食量を給し三等以下の科程を課せらるゝ者は一段下級の食量を給するが如くせば前陳諸種の嫌なきのみならず労働の多少に依て食量を區分するとの主意に適合し且つ作業獎勵の好方便となり荷も懶惰放逸を偷安する者をして自ら奮勵せしめ上級食量の給與を得んか爲め知らず識らず作業に精勵せしむる上に於ても寡からざる利益便宜あるべしと予輩は確信して敢て疑はざるなり現に或る地方に於ては夙に此方針を以て同一作業の内に付ても食量區分を立て實施せらるゝものあるか如し而して其成績等しきものあるべしと聞く當局者幸に省慮實行に吝ならざらんことを望む

●午飯休憩時に就て

監獄則施行細則附屬在監人動作時限表に依れば午飯時として冬季に於ても尙一時間より夏季二時間の間に於て休役せしむることなれり是等は午飯にのみ此長さ時間を要すべきものにあらざるは勿論役囚に

るべし聊か所感を陳ふること爾かり

●作業科程と工錢等級は必らず相併行せざるべからず

役囚に執らしむべき作業は毎囚の體力に應じ一日の科程を定めて服役せしむべしとは監獄則第十七條の規定にして、是れ畢竟各囚身體の強弱及び長幼の別又は男女の差異等に由つて賦課すべき科程の度合を異にすること勿論なれば其れ相應の科程を課し甚たしき不權衡なからしめんとの主意に外ならざるか如し而して科程の標準は内務大臣の認可を受けるを要すべければ是又各地著しき差異あるか如きことなきは素より論を俟たざる所なり從來各地方に於ける作業科程の等級は一等乃至五等及び等外の六段とし三等科程を以て普通一人前の程度となし夫れより以上、以下各二割を増減するを以て一般の慣例と爲せしか如し而して一面各種の作業に對する工錢は其地普通の傭工錢に照し各自の技能と就役時間とに應じ一日若干と定むべきことを命ぜり（施行細則第五十一條）去れば各地方に於て普通傭工錢に差異あるより各種の工錢に差異あるは素より止むを得ずとするも各囚技能の巧拙長短に由つて區別を立つるとき

ありては兼て休憩の爲の此一時間乃至二時間の長時間を與へたるものなること予輩の贅辨を俟たざる處なり然り而して此一時乃至二時の時間は假りに普通喫食に三十分を費やすとするも尙充分彼れ役囚の勞を休め体力を復する上に於て寧ろ長きに失する者に於て短に過ぐるものと予輩は認むる能はざるなり然り此喫食後の休憩時中は素より其名の如く役業を休止するは勿論にして正座沈黙せしめざるべからざるは又素より論を俟たずと雖も動もすれば左顧右眄目以て能く言ひ手以て默話する等のことなき能はざるものあらん最も戒護者の炯眼能く之を看破し警戒する所あるべしと雖も可成此休憩時を利用し右等の弊なからんことを期すべきこと當局者の注意を要すべき事項なりと信す予輩曾て或監獄に於ては此時間を利用し教誨時間に宛つるものあるを見たり又或時は此休憩時に於て嘗て許可せる書籍の看讀を許しつゝあるを目撃したり予輩は右二ツなから之を利用するに至極妙なるを感せり是等は素より一小鎖事にして當局者は皆成算あるべしと雖も可成此休憩時間を利用し以て彼等の耳目をして彼盜眼默作等に害用せしめざらんこと又以て司獄當局者の注意の存する所な

は實に千差万別にして到底數階級の能く盡す所にあらずるは勿論にして作業科程即ち各囚が執る所の程度に應じ其業相當の工錢等級を定めざる可らざるの必要あり何となれば工錢は科程即ち語を換へて之を云へば作業成工高の多少に由て工錢に差異を生ずべきと當然にして工錢等級は必らず常に科程等級と兩々相併行せざる可らざるの必要あればなり若し假りに一步を譲り科程と工錢は別異のものにして相併行するを要せずとせんか實に奇怪なる結果を見るに至るべきなり尙ほ之を例解すれば科程等級は一等乃至五等及び等外の六階段なるにも拘はらず工錢等級は七種若くは八種ありとせんか三等の科程即ち普通一人前の役を執るものには果して何級工錢を交付するを以て正當なりとするや工錢算出上に非常に困難なるものあり否困難なるのみならず實に云ふべからざるの不權衡の結果を見るに至らんとす开は他にあらず上級即壹二級の工錢を得るものは元來技藝に熟達し精巧なる物品を製出するは勿論なるべしと雖も技藝に長じたるもの必ずしも一二等の科程を畢ふべしとはまた斷言すべからざるのみならず巧妙なる物品を製出するものこそ却て成功の多からざるこそ寧ろ通

常なるが如し去れば其結果科程等級は三等以下一人前に満たざるものと雖も技藝に長せりとの故を以て一二級の工錢を得ると云ふが如く又之れが反對に却て工錢の下級なるもの上級の科程を畢ふと云ふか如き奇異なる結果を見るに至るは數の免るべからざる所なりとす又監獄則是食費を償ふの工錢を得る者は食物購求を許すと云ふか如く常に工錢の多少に由て標準を採るもの多ければ同一作業に於ても科程を畢へざるも勤めて工錢等級の昇進せんことを希望するに至るか如く其結果科程は殆んど無視せらるゝに至らんとす最も戒護者の督勵は之を等閑視するの憂なきは勿論なりと雖も到底此弊を防遏するに由なからんとす、故に予輩は工錢等級と科程等級は常に相一致し同一に進退せざるべからざるの必要ありと信ず亦理論上より之を觀るも上級の科程尙は能く之を畢ふるものころ眞に技能に長し、技能に長したるか故に多くの科程を履踐し得る所以なりと予輩は斷言せんとす去れば予輩は此理を押して科程進級と工錢昇級とは兩々相併行し同一の階段とし進退共に同一の標準を以てせざるべからざるの必要ありとする所以なり聊か記して識者に問ふこと然り

監獄衛生

●流行性夜盲症に肝油の著功

小濱監獄支署 青山藤太郎

當小濱監獄署に於ては其囚數常に甚多らず從て多數の同患者を出す又希なり然に昨年六月上旬より九月下旬に至る夜盲症患者其數實に廿一人にして從來晩春より初秋に掛け點々五六の該患者を見るは其常なりと雖も昨年の如く多數を出すは又當監獄署に於ては希有のこととす依て聊該患者に就き肝油の著功を奏したるを報せん記者幸に餘白の一隅を割與せられよ夜盲なる者は元來虛弱者又は營養不良のものに多く見る處の疾患にして該症に肝油を用ひたるとは先輩已に之を考究せり而して余か實驗したるものは皆單純性のものにして内ち瞳孔散大を兼たるものは六人而して彼の厭忌すへき結膜乾燥症を併發せしもの唯一人のみ其用法及用量は一日二回一食匙つゝ三日乃至五日にして全然治癒す余も其奇功には少しく驚嘆せり然りと雖も元と不正的の囚徒のとなれば其初め少しく疑なきに非ず依て試に「それ」油を投したるに何の反應もなく唯少しく下痢を發せしを見るのみ茲に於て疑團忽ち氷釋す嗚呼肝油は流行性夜盲症の特功藥なるか……聊か記して同臭諸子に正す

教誨叢書第三十八輯目錄

(二月分)

教誨

朋友
闇夜の光
善のために善をなせ

宗教

成功と天意
品格と名譽 信仰は人生の醜態困難

傳記

教育家 ヘスタロジエ傳 緒言 幼時 幼時教育

四言教

序 字義 主意工夫
紀元節 西曆紀元 世紀 金巾 雷 マナ

溫故知新

誠に道を求める人
吉田松陰新年の俗解
出獄者との對話

明治近思錄

愛國
實語教 智と財

讀方

在米 留岡幸助
樺戸 水崎基一
全 原胤昭
東京 原田助
雲 薇峯樵夫
南海逸士
天福堂主人

た、は、
南海逸士
渡邊望岳
濃川生
天福堂主人

● 會 告

● 本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○ 本誌定價並廣告料

● 監獄雜誌
● 全署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
● 一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ 壹部定價 前金五錢五厘 (全上)
● 又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メノ外特ニ割引法ヲ設ケ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
● 廣告料 一行一回分 金十錢

○ 雜 則

● 監獄雜誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
● 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
● 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(背)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
● 雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ッ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
● 通運便ニ付セラル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一割増タルヘシ
● 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
● 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯 村 免 貞

明治廿八年二月二十八日發行

(明治二十七年二月廿六日遞信省認可)

發行人兼編輯人 磯 村 免 貞
發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會
支會 東京市四ッ谷區荒本町廿七番地 警察監獄學會
印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社